

平成 29 年度

# 福井県の建築住宅行政

福井県土木部建築住宅課



## はじめに

福井県は「幸福度日本一」という輝かしい評価を受けており、全国に誇れる暮らしの豊かさがあります。特に、子育てしやすく、男女共に働きやすい環境が整っており、ゆとりある戸建て持家住宅の割合が高く、豊かな自然環境や良好なまち並み、福井に残る家族や地域のつながり力が特長となっています。

一方、少子高齢化と人口減少の急激な進展、空き家の増加、相次ぐ自然災害など住宅・住環境を取り巻く状況の変化に対応していくことが求められます。このような中、本県の住宅政策に関する計画である「福井県住宅・宅地マスタープラン」を平成29年3月に改定し、ふくいに住みよい暮らしを発展させ、次世代につなぐため、福井に住んでいるひと、福井に来て住むひとたちが幸福を実感し、人生を豊かに感じられる『ゆとりある豊かな住生活の実現』を目指して、子育て世帯や高齢者等が安心して暮らせる住環境の整備、空き家の適正管理や活用促進、老朽化した空き家の除却、住宅の耐震化など、積極的に住宅政策を展開してまいります。

本書は、本県における建築住宅行政の現状をまとめたものですが、多くの方々にご活用いただき、今後の建築住宅行政の推進に少しでも役立てていただければ幸いです。

平成29年8月

福井県土木部技幹（建築） 松本 正輝



# 目 次

## I 行政組織と事務分掌

1	建築住宅行政組織の変遷	1
2	組織図	3
3	建築・営繕関係職員数	3
4	建築住宅行政の所掌事務	4
5	所管する法令・条例・規則・要綱の一覧	5
6	建築行政関係の附属機関	6
7	特定行政庁の所轄区域	7
8	福井県の位置および都市計画区域図	8

## II 所管事業の概要

1	建築住宅課の事業体系（グループ別）	9
2	建築行政の概要	1 1
3	住宅行政の概要	1 4

## 参 考 資 料

1	【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】	2 5
2	【出資・出捐・設立許可している公益法人等】	2 6
3	【建築確認、許可等取扱件数】	2 8
4	【道路位置指定件数】	3 2
5	【定期調査等の報告件数】	3 3
6	【県下の着工建築物の状況】	3 4
7	【建築協定認可一覧】	3 9
8	【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】	3 9
9	【二級・木造建築士試験結果等】	4 0
10	【市街地再開発事業実施状況】	4 1
11	【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】	4 2
12	【省エネ法届出・受理件数】	4 2
13	【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】	4 3
14	【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】	4 4
15	【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】	4 5
16	【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】	4 5
17	【宅地建物取引士と取引業者の登録状況等】	4 6
18	【都市の低炭素化の促進に関する法律 低炭素建築物新築等計画認定件数】	4 7
19	【サービス付き高齢者向け住宅の登録数】	4 7
20	【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 性能向上計画等認定件数】	4 7
21	【住宅政策の取り組み状況】	4 8
22	【住宅・土地統計調査】	5 0
23	【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】	5 1
24	【多世帯同居・近居住まい推進事業 実績戸数】	5 2
25	【住宅市街地基盤整備事業（旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）実績】	5 3
26	【地域優良賃貸住宅の建設戸数】	5 4
27	【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】	5 5
28	【公営住宅等管理戸数】	5 5
29	【県営住宅の管理戸数】	5 6
30	【住教育推進事業 モデル地区実績】	5 7
31	【U・Iターン者空き家住まい支援事業 実績戸数】	5 7
32	【営繕工事】	5 8
33	【県産品活用推進】	6 1



# I 行政組織と事務分掌

## 1 建築住宅行政組織の変遷

年度	知事	技幹(建築)	課長	人員	係(平成9年度よりグループ制導入)
21					土木部建築課(戦災復興院 福井建築出張所)
22	4.5		2.5 竹内佐平治	25	総務係 指導係 資材係 住宅係
23				72	内務部総務課(営繕) 総務部庶務課営繕係
24				67	
25		小幡治和	6.29 谷口 治郎	50	第一指導 第二指導
26				50	
27				50	
28			9.17 佐田 強	49	第一指導 第二指導
29				47	庶務
30	4.23	羽根盛		47	
31				43	
32				38	
33				39	
34	4.23			39	審査 指導
35				39	
36				40	
37		北栄造	6.1 河野 務道	42	第一指導 第二指導 第三指導
38			11.1 宇野 喜之	41	
39				40	住宅第一 住宅第二 住宅第三 営繕第一 営繕第二 営繕第三
40				40	
41				40	
42	4.15		4.1 熊谷 照蔵	42	総務 企画 指導 住宅 住宅管理 工査 設計 工事第一 工事第二
43				42	
44				41	
45				45	都市開発 建築指導 融資住宅 公社指導 営繕課 24人
46			4.1 瀬田 精一	50	
47				53	
48				57	
49				37	
50		中川平太夫		37	
51				32	
52			4.1 瀬田 (→事務取扱)	32	審査指導
53			4.1 佐野 英雄	25	
54				27	県庁舎建設事務局
55				27	
56				27	
57				28	
58			4.1 佐野 (→事務取扱)	26	
59			4.1 林 恒男	24	
60				23	
61			4.1 林 (→事務取扱)	24	
62	5.12			24	
63			4.1 池上 博視	22	
H元				22	建築住宅課
2			4.1 池上	22	
3			4.1 高木 靖夫	22	建築企画
4				22	
5				22	
6		栗田幸雄	5.15 高木	22	
7			5.15 伊戸 紘孝	22	
8				22	
9				22	住宅計画 建築環境 住まいづくり 公営住宅
10			4.1 伊戸	20	
11			4.1 阿戸 元宏	20	
12			5.17 阿戸 幹男	20	
13			4.1 伊藤 友正	20	
14				19	
15	4.2			20	県立病院建設室
16			4.1 北山 太市郎	20	5人 23人
17			4.1 五十嵐 穰治	18	6人 22人
18			4.1 五十嵐 穰治	18	6人 22人
19			4.1 小林 登志夫	17	6人 22人
20			5.17 宗澤 公夫	17	4人 20人
21		西川一誠	4.1 山口 峰徳	18	4人 18人
22			4.1 山口 邦一	16	4人 18人
23			5.17 横山	16	4人 17人
			5.17 井上 邦夫	18	4人 16人

人員には、住宅供給公社・建築住宅センター・建設技術公社への出向者、事務補助員は除く。

年度	知事	技幹(建築)	課長	人員	係(平成9年度よりグループ制導入)				
24		横山	井上 邦夫	34	住宅計画	建築環境	住まいづくり	公営住宅	営繕室
25	西川		↓	34	↓	↓	↓	↓	↓
26	一誠	4.1 井上	(→事務取扱)	36	↓	↓	↓	↓	↓
27			6.24 松本 正輝	35	↓	↓	↓	↓	↓
28		4.1 松本	(→事務取扱)	36	↓	↓	↓	↓	↓
29				36	↓	↓	↓	↓	↓

人員には、住宅供給公社・建築住宅センター・建設技術公社への出向者、事務補助員は除く。



## 2 組織図

(平成29年4月1日現在)

土木部長—企画幹—————政策推進グループ

参与(土木技術)

技幹(防災・特定事業)

土木管理課

└─土木事務所

技幹(道路建設)─道路建設課

高規格道路推進課

└─中部縦貫自動車道用地対策室

道路保全課

河川課

砂防防災課

港湾空港課

都市計画課

技幹(建築)─建築住宅課─課長

└─課長補佐

└─住宅計画グループ (建築3名 事務2名)

└─住まいづくりグループ (建築4名)

└─建築環境グループ (建築3名)

└─公営住宅グループ (建築3名 事務1名

└─営繕室─室長 指導員1名)

└─参事(計画)

└─参事(設備)

└─総務経理班 (事務1名)

└─企画班 (建築2名 機械1名)

└─工事班 (建築5名)

└─設備一班 (機械2名 電気1名)

└─設備二班 (機械1名 電気2名)

建築住宅課の職員数

事務職員	5名
技術職員	31名
県営住宅納付指導員	1名
合計	37名

## 3 建築・営繕関係職員数

所属名	技術職員										事務職員	臨時任用	納付指導員	合計			
	建築職																
	技幹	室長	参事	出先課長	GL主任	主任	企画主査	主査	主事	計					機械職	電気職	
総務部									1		1	1					2
人事企画課										1		1					1
財産活用推進課												1					1
総合政策部 交通まちづくり課											1	1					1
観光営業部 文化振興課										1							1
土木部	1	1	2	7	4	5	5	2	20	47	5	4	5			1	62
都市計画課			1						1	1	3						3
建築住宅課	1	1	1		4	2	5		9	23	4	4	5			1	37
管理職等	1									1			1				2
住宅計画グループ					1				2	3			2				5
住まいづくりグループ					1		1		2	4							4
建築環境グループ					1		1		1	3							3
公営住宅グループ					1				2	3			1			1	5
営繕室		1	1			2	3		2	9	4	4	1				18
土木事務所				7		3		1	10	21	1						22
福井建築営繕課				1		1			1	3	1						4
三国建築課				1		1			1	3							3
奥越建築課				1		1			1	3							3
丹南建築課				1					2	3							3
鯖江丹生建築課				1					1	3							3
敦賀建築課				1					2	3							3
小浜建築課				1					2	3							3
会計局 工事検査課								1		1	1						2
国体推進局									1	1	2	1					3
施設調整課										1	1	1					2
競技式典課										1	1						1
教育庁 学校振興課							1			1	2						2
警察本部 会計課							1	1			2						2
合計	1	1	2	7	4	8	7	4	23	57	8	4	5			1	75

・土木事務所名のゴシック体は、県営住宅の管理について事務委任している事務所を示す。

・..... は、建築住宅課および土木事務所の内訳を示し、内数となっている。

・建築住宅課(営繕室含む)のほかは、事務職員、事務補助員を除く。

## 4 建築住宅行政の所掌事務

福井県行政組織規則および福井県事務委任規則に基づく主な所掌事務

### 建築住宅課

- (1) 宅地建物取引業法の施行に関する事
- (2) 租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅の認定に関する事
- (3) マンションの管理の適正化の推進に関する法律の施行に関する事
- (4) 住生活基本法の施行に関する事
- (5) 住宅地区改良法の施行に関する事
- (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行に関する事
- (7) 独立行政法人住宅金融支援機構法による建築住宅の審査に関する事
- (8) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行に関する事
- (9) 建築基準法の施行に関する事
- (10) 建築士法の施行に関する事
- (11) 新住宅市街地開発法の施行に関する事
- (12) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に関する事
- (13) 建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する事
- (14) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（建築物の分別解体等に係るものに限る）
- (15) マンションの建替え等の円滑化に関する法律の施行に関する事
- (16) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の施行に関する事（建築物に係るものに限る）
- (17) 建築に関する統計、調査および企画に関する事
- (18) 公営住宅法の施行に関する事
- (19) 県営住宅およびその附属施設の管理および処分ならびに貸付料の徴収に関する事
- (20) 福井県建築審査会および福井県建築士審査会に関する事
- (21) 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律の施行に関する事（宅地建物取引業者に係るものに限る）
- (22) 都市の低炭素化の促進に関する法律の施行に関する事（低炭素建築物新築等計画の認定に係るものに限る）
- (23) 前各号のほか、建築に関する事

### （営繕室）

- (1) 営繕工事の企画および調整に関する事
- (2) 営繕工事の設計および監理に関する事
- (3) 県有財産の評価に関する事
- (4) 建築工事用資材の標準単価に関する事
- (5) 県産品活用の推進に関する事
- (6) 県有建築物の保全計画に関する事

### 土木事務所の建築課・建築営繕課

- (1) 建築基準法の施行に関する事
- (2) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事（建築物の分別解体等に係るものに限る）
- (3) 独立行政法人住宅金融支援機構の委託業務に関する事
- (4) 都市計画法に基づく開発行為に関する事
- (5) 租税特別措置法に基づく優良宅地・優良住宅の認定に関する事
- (6) 建築士法の施行に関する事
- (7) 福祉のまちづくり条例の施行に関する事（健康福祉センターの所管に属するものを除く）
- (8) 県有建物の設計および監理に関する事
- (9) 県有建物の営繕工事に関する事
- (10) 県営住宅および共同施設の管理に関する事（木造に限る）（福井・敦賀土木事務所を除く）
- (11) 前各号のほか、建築に関する事

5 所管する法令・条例・規則・要綱の一覧

平成29年4月1日現在

グループ	法令・条例・規則・要綱・要領名	公布年月日	公布番号
建	①職員をもって充てる附属機関の委員等に関する訓令	S40. 12. 14	訓令 第 34号
計	③福井県手数料徴収条例	H12. 3. 21	条例 第 2号
住	土木部所管補助金等交付要綱	S46. 7. 20	
計	☆宅地建物取引業法	S27. 6. 10	法律 第176号
計	積立式宅地建物販売業法	S46. 6. 16	法律 第111号
計	不動産特定共同事業法	H 6. 6. 29	法律 第 77号
計	⑨宅地建物取引業法施行細則	S40. 3. 31	規則 第 15号
計	⑨宅地建物取引業者名簿等の閲覧規則	S40. 3. 31	規則 第 16号
計	☆特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律	H19. 5. 30	法律 第 66号
計	☆地方住宅供給公社法	S40. 6. 10	法律 第124号
計	⑨租税特別措置法に基づく優良宅地および優良住宅認定事務施行規則	S49. 12. 28	規則 第 64号
計	☆マンションの管理の適正化の推進に関する法律	H12. 12. 8	法律 第149号
計	☆マンションの建替え等の円滑化に関する法律	H14. 6. 19	法律 第 78号
計	☆新住宅市街地開発法	S38. 7. 11	法律 第134号
計	☆住生活基本法	H18. 6. 8	法律 第 61号
計	☆高齢者の居住の安定確保に関する法律	H13. 4. 6	法律 第 26号
計	サービス付き高齢者向け住宅事業の登録等に係る事務処理要綱	H27. 4. 1	
計	サービス付き高齢者向け住宅立入検査等実施要領	H27. 4. 1	
計	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	H 5. 5. 21	法律 第 52号
計	福井県地域優良賃貸住宅制度要綱	H26. 4. 1	
住	☆住宅地区改良法	S35. 5. 17	法律 第 84号
住	優良田園住宅の建設の促進に関する法律	H10. 4. 17	法律 第 41号
住	住宅の品質確保の促進等に関する法律	H11. 6. 23	法律 第 81号
住	☆長期優良住宅の普及の促進に関する法律	H20. 12. 5	法律 第 87号
住	空家等対策の推進に関する特別措置法	H26. 11. 27	法律 第127号
建	☆建築基準法	S25. 5. 24	法律 第201号
建	☆建築士法	S25. 5. 24	法律 第202号
建	☆高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	H18. 6. 21	法律 第 91号
建	☆建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律	H27. 7. 8	法律 第 53号
建	☆都市の低炭素化の促進に関する法律（低炭素建築物新築等計画の認定に係るものに限る）	H24. 9. 5	法律 第 84号
建	☆建築物の耐震改修の促進に関する法律	H 7. 10. 27	法律 第123号
建	☆建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建築物の分別解体等に係るものに限る）	H12. 5. 31	法律 第104号
建	⑨福井県建築基準条例	S36. 4. 7	条例 第 21号
建	⑨建築基準法施行細則	S47. 4. 25	規則 第 41号
建	⑨建築基準法第22条の規定による区域	S47. 4. 21	告示 第401号
建	⑨建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則	S26. 3. 30	規則 第 9号
建	⑨福井県建築審査会条例	S25. 11. 18	条例 第 74号
建	⑨建築士法施行細則	S25. 11. 13	規則 第 99号
建	市街地形成推進事業補助金交付要領	H 6. 2. 7	
公	☆公営住宅法	S26. 6. 4	法律 第193号
公	⑨福井県営住宅条例	H 9. 3. 21	条例 第 3号
公	⑨福井県営住宅条例施行規則	H 9. 6. 30	規則 第 48号
公	県営住宅監理員事務取扱要領	H10. 4. 1	
公	県営住宅管理人事務取扱要領	H10. 4. 1	
公	福井県営住宅単身入居事務取扱要領	H10. 4. 1	
公	福井県営住宅外国人入居事務取扱要領	H10. 4. 1	
公	福井県営住宅集会所（室）管理要領	S64. 1. 1	
公	福井県営住宅増築承認事務要領	H 2. 4. 1	
公	福井県営住宅承継承認事務処理要領	S59. 11. 15	
公	県営住宅にかかる住宅交換に関する特定入居事務取扱要領	S58. 7. 1	
公	福井県営住宅建替事業に伴う事務要領	S56. 8. 26	
公	高額所得者に対する処置の実施要領	S59. 3. 22	
公	支払命令等の申立手続に関する事務処理要領	S59. 3. 1	
公	福井県営住宅入居決定にかかる公開抽選実施要領	H11. 11. 1	
公	福井県営住宅家賃滞納整理事務要領	H15. 5. 22	
公	災害等による県営住宅の一時使用に関する取扱要領	H16. 7. 22	
公	福井県営住宅優先入居事務取扱要領	H17. 4. 1	
公	福井県営住宅駐車場取扱要綱	H19. 4. 1	
公	県営住宅における重大事故等発生時の連絡要領	H21. 10. 15	
公	福井県営住宅における連帯保証人の連署を免除する場合の取扱要領	H22. 4. 1	

[☆：福井県行政組織規則の所掌事務に記載の法律 ○：福井県条例規則集に掲載巻号数]

## 6 建築行政関係の附属機関

[地方自治法第202条の3関係]

名 称	分 担 す る 事 項	任命区分	委 員	任 期 (2年間)
福 井 県 建 築 審 査 会 S25. 11. 18 設置	建築基準法に関する特定行政庁または建築主事の処分についての審査請求に対する裁決、用途地域内の建築許可等に対する同意についての議決、特定行政庁の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項の調査審議および関係行政機関に対して建議する。 〔建築基準法第78条～83条〕 〔福井県建築審査会条例〕	建築・都市計画	○野嶋 慎二	H27. 8. 22 ～ H29. 8. 21
		建築	五十嵐鈞有	H27. 8. 22 ～ H29. 8. 21
		行政	五十嵐穰治	H27. 8. 22 ～ H29. 8. 21
		法律・経済	岩佐 裕美	H27. 8. 22 ～ H29. 8. 21
		公衆衛生	細川久美子	H27. 8. 22 ～ H29. 8. 21
福 井 県 建 築 士 審 査 会 S25. 12. 6 設置	知事の諮問に応じて、二級建築士または木造建築士に関する重要事項を調査審議し、および当該事項について関係行政庁に答申する。その他建築士法に基づく権限を行う。 〔建築士法第28条～33条〕	建 築 士	○宮本 正治	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
		〃	姉崎 哲也	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
		〃	田中 諭美	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
		〃	辻 明子	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31
		〃	山中 邦一	H28. 4. 1 ～ H30. 3. 31

(注1) ○は会長

任 期：2年間

(注2) 福井県宅地建物取引業審議会は平成10年度をもって廃止された。

## 7 特定行政庁の所轄区域

建築基準法（昭和25年5月24日公布、昭和25年11月23日施行）

特定行政庁	建築主事 人数	所管区域 コード 市町村名	面積		人口		人口 密度 (人/㎡)	世帯数		
			(km <sup>2</sup> )	対県 全体比 (%)	(人)	対県 全体比 (%)		(世帯)	対県 全体比 (%)	
県	福井土木	1名	322 永平寺町	94.43	2.3	19,536	2.5	206.9	7,270	2.6
		1名	208 あわら市	116.98	2.8	28,195	3.6	241.0	9,682	3.4
			210 坂井市	209.67	5.0	89,756	11.5	428.1	29,830	10.6
			小計	326.65	7.8	117,951	15.1	361.1	39,512	14.0
	奥越土木	1名	205 大野市	872.43	20.8	32,425	4.2	37.2	10,708	3.8
			206 勝山市	253.88	6.1	23,531	3.0	92.7	7,638	2.7
			小計	1,126.31	26.9	55,956	7.2	49.7	18,346	6.5
	丹南土木	1名	209 越前市	230.70	5.5	80,790	10.4	350.2	28,192	10.0
			404 南越前町	343.69	8.2	10,540	1.4	30.7	3,332	1.2
			382 池田町	194.65	4.6	2,524	0.3	13.0	888	0.3
			小計	769.04	18.4	93,854	12.1	122.0	32,412	11.5
	鯖江丹生土木部	1名	207 鯖江市	84.59	2.0	68,372	8.8	808.3	22,863	8.1
			423 越前町	153.15	3.7	21,065	2.7	137.5	6,510	2.3
			小計	237.74	5.7	89,437	11.5	376.2	29,373	10.4
	敦賀土木	1名	202 敦賀市	251.39	6.0	65,427	8.4	260.3	26,621	9.4
			501 若狭町の部	178.49	4.3	14,851	1.9	83.2	4,822	1.7
			442 美浜町	152.35	3.6	9,635	1.2	63.2	3,846	1.4
			小計	582.23	13.9	89,913	11.5	154.4	35,289	12.5
	小浜土木	1名	204 小浜市	233.09	5.6	29,213	3.8	125.3	11,270	4.0
			501 若狭町の部	178.49	4.3	14,851	1.9	83.2	4,822	1.7
481 高浜町			72.40	1.7	10,437	1.3	144.2	4,220	1.5	
483 おおい町			212.19	5.1	8,110	1.0	38.2	3,176	1.1	
		小計	696.17	16.6	62,611	8.0	89.9	23,488	8.3	
	本片2名	9名	16市町	3,654.08	87.2	514,407	66.1	140.8	180,868	64.1
市	福井市	2名	201 福井市	536.41	12.8	264,191	33.9	492.5	101,127	35.9
	合計	12名	17市町	4,190.49	100.0	778,598	100.0	185.8	281,995	100.0

所轄区域：建築基準法施行細則第2条、福井県行政組織規則第177条による。

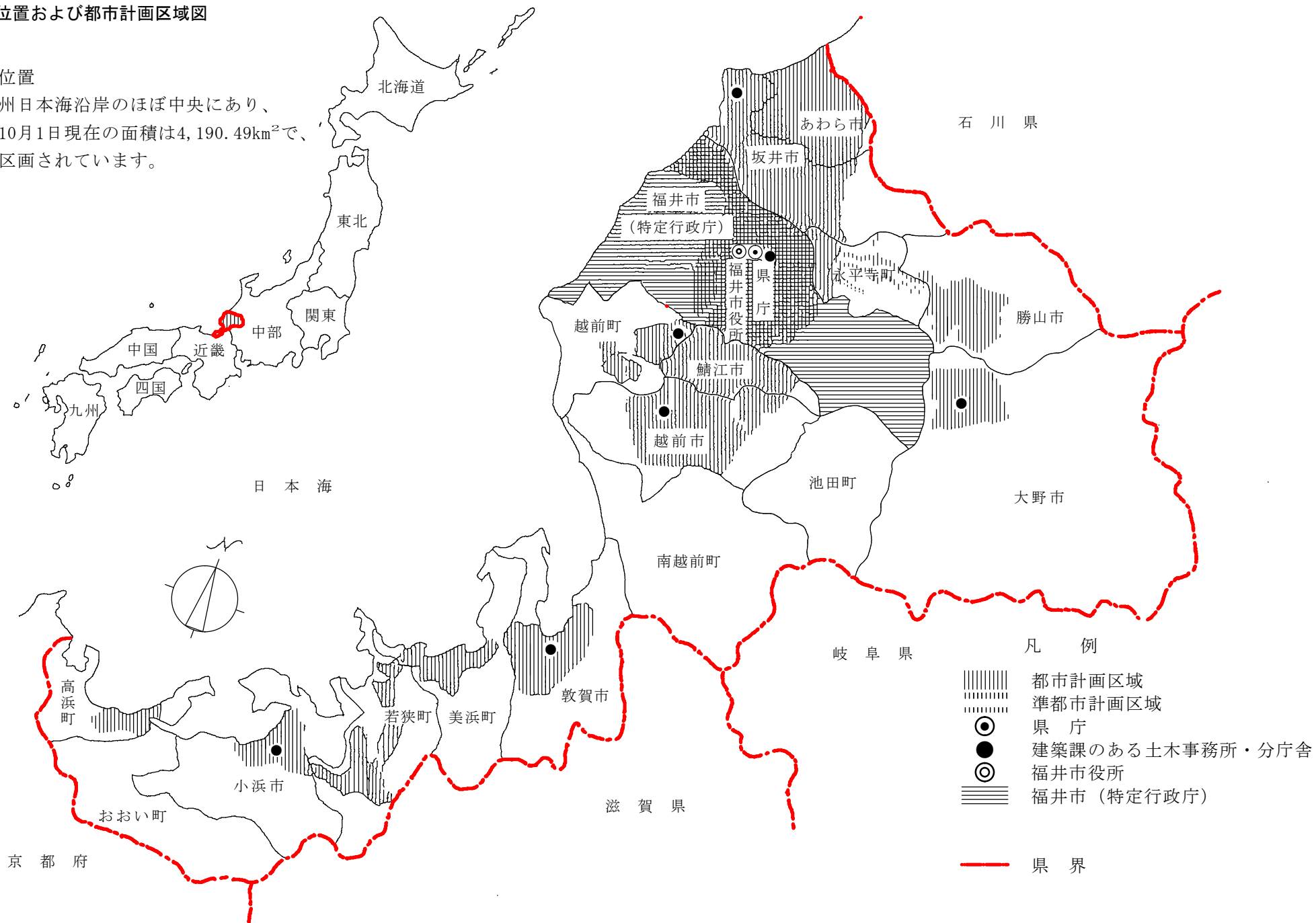
データの基準日と出典：面積は平成28年10月1日（国土交通省国土地理院、面積には湖沼の面積も含む）。

人口・世帯数は、平成29年4月1日（福井県総合政策部政策統計・情報課）。

## 8 福井県の位置および都市計画区域図

### 福井県の位置

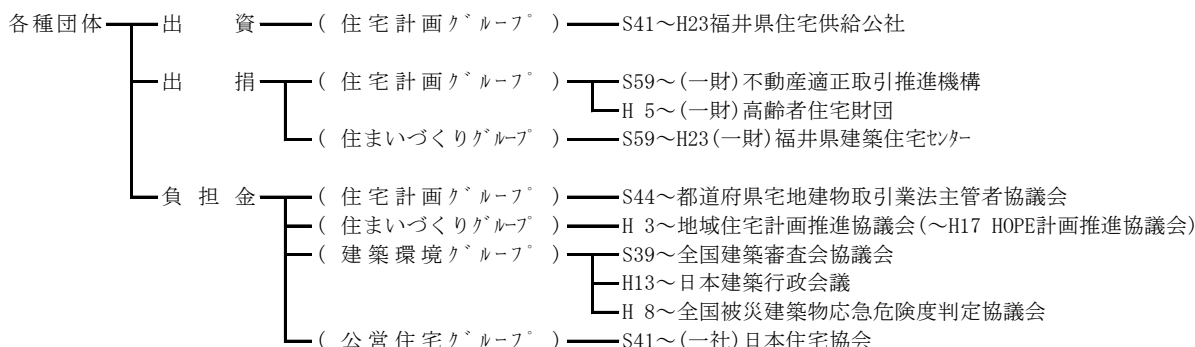
本県は本州日本海沿岸のほぼ中央にあり、平成28年10月1日現在の面積は4,190.49km<sup>2</sup>で、9市8町に区画されています。



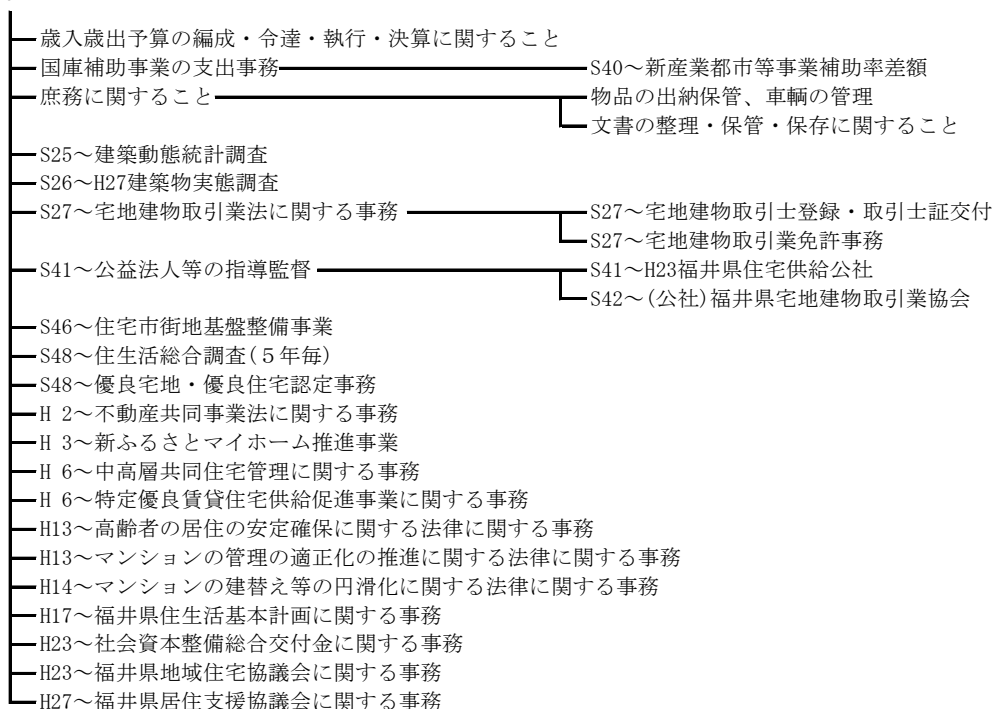
## II 所管事業の概要

### 1 建築住宅課の事業体系(グループ別)

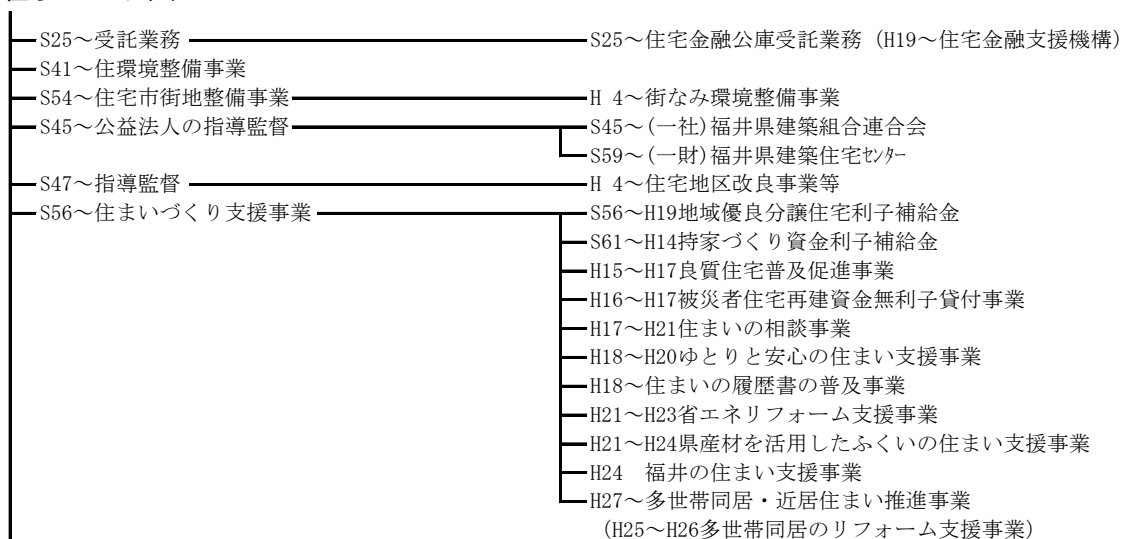
#### ☆共通

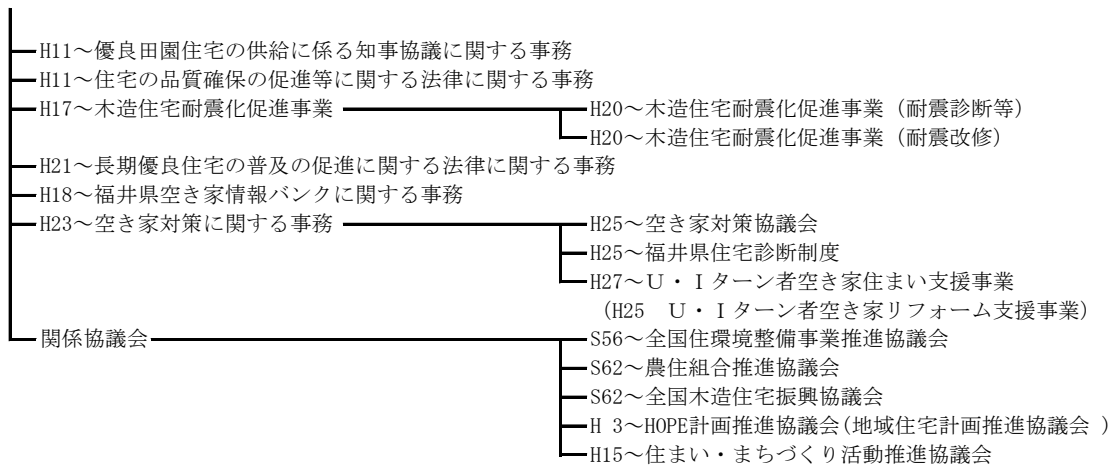


#### ☆住宅計画グループ

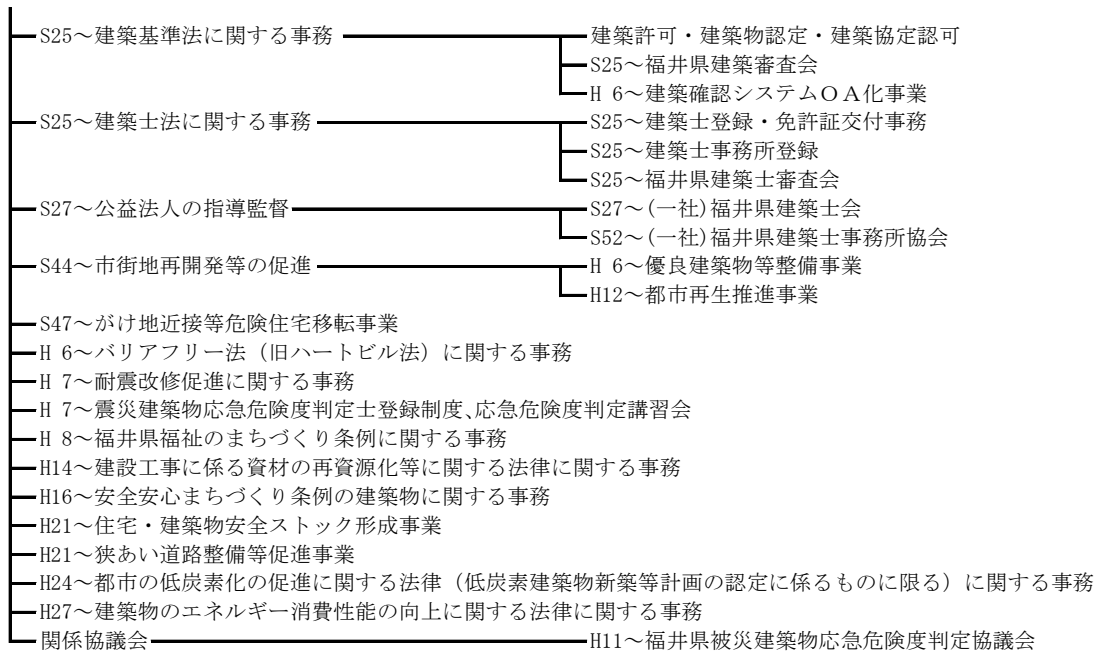


#### ☆住まいづくりグループ

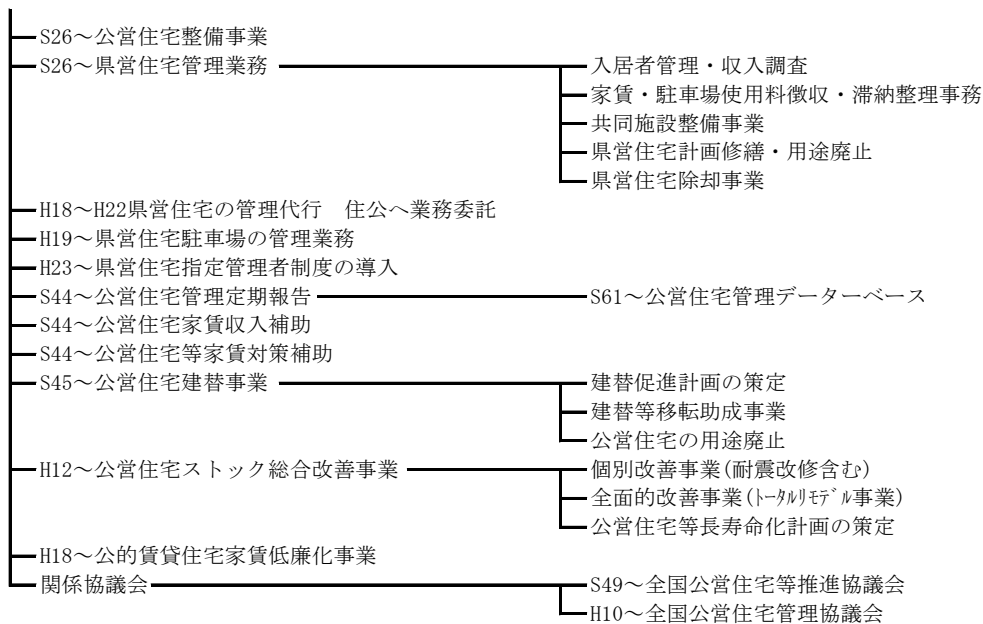




☆建築環境グループ



☆公営住宅グループ





## 2 建築行政の概要

### (1) 建築基準法の施行

#### ① 建築確認申請および建築許可等

法の施行に伴う事務には、建築物が法および関係法令に適合しているか否かを審査および検査する事務と、原則的に禁止されている事項の許可ならびに認定や道路位置指定等、法の運用上必要な業務がある。

この業務を行うため土木事務所に建築主事を置き、県が特定行政庁として確認・許可および認定等を行っている。なお、昭和53年度から福井市が特定行政庁として、同市管内の法の施行に関する業務を行っている。

また、平成16年5月10日から（一財）福井県建築住宅センターが知事指定の確認検査機関として、一定の区域、用途、規模を対象に確認検査業務を行っている。

[本業務の執行状況は資料 3・4 のとおり]

#### ② 特殊建築物等定期報告

建築物、昇降機、遊戯施設等の複雑化・高度化に伴い、建築物等の適正な維持保全により安全上、防災上および衛生上適切な性能を常時確保することが重要となってきた。平成20年度には、より適切な調査、検査が行われるよう建築基準法施行規則の一部が改正されるとともに、関係告示が整備されている。

なお、昭和61年度から、定期報告制度の事務の一部を（一財）福井県建築住宅センターに委託し、同制度の普及を図ってきたが、同事務に係る期間短縮を図り県民の利便性を向上するため、平成21年度から県（各土木事務所）が直接業務を行っている。

[本業務の執行状況は資料 5 のとおり]

#### ③ 建築動態統計調査および建築物実態調査

建築動態統計調査（建築着工統計・建築物滅失統計）は建築動態統計調査規則に基づくもので、建築物の着工状況や滅失状況を明らかにするため国土交通省からの委託を受け調査を行っている。

建築物実態調査は建築物の着工状況の実態を把握するために実施するもので、平成27年度まで国土交通省からの委託を受けて調査を行った。

[本業務の執行状況は資料 6 のとおり]

### (2) 建築士法の施行

建築物の設計・工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正化を図り、建築物の質の向上に寄与することを目的に一級建築士・二級建築士および木造建築士の制度が確立されている。

#### ① 建築士試験

建築士試験は、一級建築士については国土交通大臣が、二級建築士および木造建築士については知事がそれぞれ資格試験を実施しているが、一級建築士試験については昭和59年度から、二級建築士試験および木造建築士試験については、昭和61年度から試験の実施に関する事務を（公財）建築技術教育普及センターで行っている。

[本業務の執行状況は資料 9(1) のとおり]

#### ② 建築士免許の登録

建築士になろうとする者は、試験に合格後、建築士免許を受けなければならない。一級建築士免許の登録および免許証の交付は国土交通大臣が、二級建築士・木造建築士免許の登録および免許証の交付は知事が行っている。

[本業務の施行状況は資料 9(2) のとおり]

### ③ 建築士事務所の登録

他人の求めに応じ報酬を得て設計・工事監理等を行うことを業としようとするときは、一級、二級または木造建築士事務所の登録を受けなければならない。また、この登録は5年ごとに更新しなければならない。

なお、登録業務については、平成6年度から各土木事務所で行っている。

[本業務の施行状況は資料 9(3) のとおり]

### (3) 都市再開発法による市街地再開発事業

低層の木造建築物等が密集し、生活環境の悪化した市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築および公園・街路等公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保の三者を一体的・総合的に行い、安全で快適な都市環境を創ることが重要となってきた。このため、本事業を行う組合等に対し、国、県および市町が事業費の一部を補助している。

なお、本事業は平成21年度から都市計画課へ移管した。

[本業務の執行状況は資料 10 のとおり]

### (4) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

#### (建築物におけるバリアフリー法)の施行

高齢者、障害者等の自立した日常生活および社会生活を確保することの重要性にかんがみ、高齢者、障害者等の移動上および施設の利用上の利便性および安全性の向上の促進を図るため、不特定かつ多数の者が利用する建築物(特定建築物)の計画の認定事務や指導等を行っている。(平成18年12月に交通バリアフリー法とハートビル法が統合され、新しくバリアフリー法として施行された。)

[本業務の執行状況は資料 11 のとおり]

### (5) エネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネ法)の施行

エネルギーをめぐる経済的社会的環境に応じた燃料資源の有効な利用の確保に資するため、300㎡以上の一定の建築物(対象規模が2,000㎡以上のもの:第一種特定建築物、300㎡以上2,000㎡未満のもの:第二種特定建築物)に係る省エネルギー届出書のチェックや変更指示・勧告等を行っている。平成21年4月から、第一種特定建築物に加え、第二種特定建築物の届出をした者(住宅を除く)は維持保全の状況を3年毎に定期報告することが義務付けされた。なお、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行に伴い、平成29年3月31日をもって、規定が廃止された。

[本業務の執行状況は資料 12 のとおり]

### (6) 福井県福祉のまちづくり条例の施行

「福井県福祉のまちづくり条例」は、障害者や高齢者などを含む全ての人々が、自らの意志で自由に行動し、社会、経済、文化、その他あらゆる分野の活動に参加し、交流することができる豊かで住みよい福井をつくるために制定され、この条例による「特定施設新築等届出書」等の受付や、整備基準のチェック等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 13 のとおり]

### (7) がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ崩れ等の災害によって、建物が被害を受けたり貴重な人命が失われたりする事故を防ぐため、がけ崩れにより住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域内の危険住宅を安全な場所に移転する者に対し、国と県および市町が事業費の一部を補助している。

[本業務の執行状況は資料 14 のとおり]

#### (8)安全安心まちづくり条例の建築物に関する事務

県民が安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的に、共同住宅を建築しようとする者に対し、犯罪の防止に配慮した構造、設備等に関して意見を求めるよう助言し、その旨を警察署長に通知している。

#### (9)長期優良住宅の普及の促進等に関する法律の施行

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅（長期優良住宅）の普及を促進するため、建築および維持保全に関する長期優良住宅建築等計画の認定等を行っている。 [本業務の執行状況は資料 15 のとおり]

#### (10)租税特別措置法による優良宅地・優良住宅の認定事務

良好な宅地や住宅の円滑な供給を図る観点から、租税特別措置法において土地譲渡益重課の適用除外または特定長期譲渡所得課税の適用等優遇措置が定められている。この優良な住宅・宅地の供給に資するため、租税特別措置法に定める一定の基準に適合する宅地造成事業等について、その認定事務が宅地規模により知事または市町長に委ねられている。 [本業務の執行状況は資料 16 のとおり]

#### (11)宅地建物取引業法の施行

宅地建物の円滑適正な取引と購入者等の利益の確保を図るため、宅地建物取引業者の免許制度を実施し、業者の資質の向上と取引士の育成等の指導を行っている。また、一般県民に対しては関係機関と密接な連携を図り、誇大広告の取締りを実施して、宅地建物に関する知識等の周知を図っている。

[本業務の執行状況は資料 17 のとおり]

#### (12)都市の低炭素化の促進に関する法律（低炭素建築物新築等計画の認定に係るものに限る）の施行

都市の低炭素化の促進を目的に、二酸化炭素の排出の抑制に資する措置の講じられた建築物の普及促進を図るため、建築物の低炭素化に資する建築物に関する低炭素建築物に関する低炭素建築物新築等計画の認定等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 18 のとおり]

#### (13)高齢者の居住の安定確保に関する法律の施行

高齢者の居住の安定確保を図るため、高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスの提供を受けることができる良好な居住環境を備えた、サービス付き高齢者向け住宅の登録等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 19 のとおり]

#### (14)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行

建築物の省エネ性能の向上を図るため、大規模非住宅建築物の省エネ基準適合性判定や、より省エネ性能が高い誘導基準に適合する建築物を認定するエネルギー消費性能向上計画の認定等を行っている。

[本業務の執行状況は資料 20 のとおり]

### 3 住宅行政の概要

本県の住宅行政は、地域特性に配慮した持ち家住宅の普及促進、高齢社会を展望し社会資本としての良質住宅ストックの形成、安全で活力あるまちづくりの実現のため、種々の施策を推進している。

#### (1) 福井県住宅・宅地マスタープラン(福井県住生活基本計画)

平成28年3月に改定された住生活基本計画(全国計画)に即し、少子高齢化・人口減少の急速な進展や空き家の増加など社会経済情勢の変化等に対応するため、平成29年3月に改定した。「ゆとりある豊かな住生活の実現～住むひと・来るひとが幸福を実感できるふくい住まいづくり～」を基本理念とし、ふくいの住みよい暮らしを発展させ、次世代につなぐため、福井に住んでいるひと、福井に来て住むひとたちが幸福を実感し、人生を豊かに感じられる住生活の実現を目指している。

	基本目標	基本方向
1	ふくいらしい住まい	・子育てしやすい住まいづくり ・高齢者・障がい者等にやさしい住まいづくり ・地産地消の住まいづくり
2	誇りと愛着が 持てるまち並み	・地域特性を活かしたまち並みづくり ・先人が築きあげてきた住まいやまち並みの保存・活用 ・地域の住生活産業の成長
3	環境にやさしく 持続可能な住まい	・空き家の活用・除却の促進 ・環境にやさしい住まいづくり ・住宅の適正な維持管理の促進
4	誰もが安心して 暮らせる住まい	・災害等に強い安全な住まいづくり ・公的賃貸住宅の適切な供給 ・民間賃貸住宅への入居の円滑化

なお、本マスタープランは、高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく「福井県高齢者居住安定確保計画」として位置付け、高齢者が自らの意志で「住まい」を選択し、心身の状態や「住まい」の変化に応じて、医療・介護・生活支援サービスを適切に組合せ、切れ目なく提供する「地域包括ケア体制」を構築し、住み慣れた地域で幸福と活力ある社会の実現を目指している。

#### (2) 住宅・土地統計調査

総務省は住宅および世帯の居住状況の実態を把握するため、5年毎に「住宅・土地統計調査」を実施している(平成20年10月1日実施、平成25年10月1日実施結果は平成27年度公表)。

県では、前述した「建築動態統計調査」、「建築物実態調査」と「住宅・土地統計調査」の結果を分析し、今後の住宅施策や住宅・宅地マスタープラン策定のための基礎資料としている。 [本業務の調査結果は資料22のとおり]

#### (3) 住まいづくり支援

ゆとりある住生活の実現と、福井に適合した快適で質の高い生活空間の整備を図るため、次の事業からなる「住まいづくり支援事業」を行う。

##### ① 木造住宅耐震診断促進事業(平成17年度～19年度)

平成17年度から木造住宅耐震診断士の登録制度を設けるとともに、木造住宅耐震診断士の派遣事業を実施する市町に対し、県が補助する制度を開始した。市町が要する費用(1戸あたり27千円)の1/3(9千円)を補助する。

事業主体	市町
補助対象	自己が所有する昭和56年5月以前に建設された戸建て木造住宅
耐震診断費用	1戸あたり30,000円（市町：27,000円 + 自己負担：3,000円）
市町に対する補助額	1戸あたり 国：13,500円、県：9,000円（市町負担4,500円）

一方、建築関係公益法人を主体に、福井県木造住宅耐震促進協議会（事務局：（一社）福井県建築士事務所協会）が設立され、木造住宅耐震診断士の養成講習会の開催、木造住宅耐震診断士の派遣などの事業を行っている。

平成19年度末をもって本事業は終了。平成20年度から木造住宅耐震化促進事業に制度拡充を行った。 [本業務の執行状況は資料23のとおり]

## ② 木造住宅耐震化促進事業（耐震診断等、耐震改修）（平成20年度～）

平成20年度から、木造住宅耐震診断促進事業を制度拡充し、耐震診断に加えて、補強プラン作成、耐震改修にも支援を行う。平成23年度から、耐震改修について対象となる改修工事の基準を見直した。平成25年度には部分耐震改修に対する補助、平成27年度には伝統的な古民家の耐震改修に対する補助を拡充した。

### ア 耐震診断等（耐震診断・補強プラン）

耐震診断および補強プランの作成のために、耐震診断士(\*1)の派遣事業を実施する市町に対し、県が補助を行う。

#### （平成20年度～平成27年度）

事業主体	市町	
補助対象	昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅	
耐震診断	一般診断法による耐震診断	
	診断費用	30,856円/戸（市町27,771円+個人負担3,085円）
	財源内訳	国:13,885円 県:6,942円 市町:6,944円
補強プラン	概略の補強計画作成	
	診断費用	30,856円/戸（市町27,771円+個人負担3,085円）
	財源内訳	国:13,885円 県:6,942円 市町:6,944円

(\*1)福井県木造住宅耐震診断士

#### （平成28年度～）

事業主体	市町	
補助対象	昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅	
耐震診断	一般診断法による耐震診断	
	診断費用	50,000円/戸（市町45,000円+個人負担5,000円）
	財源内訳	国:22,500円 県:11,250円 市町:11,250円
補強プラン	概略の補強計画作成	
	診断費用	50,000円/戸（市町45,000円+個人負担5,000円）
	財源内訳	国:22,500円 県:11,250円 市町:11,250円

### イ 耐震改修

耐震改修の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

#### （平成20年度～22年度）

事業主体	市町
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>診断の結果、上部構造評定が1.0未満（積雪を考慮した場合）の住宅</li> </ul>

対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事（積雪を考慮しない場合）  （ただし、積雪を考慮しない場合に上部構造評定1.0以上となる場合は、積雪を考慮した場合で、上部構造評定が1.0以上となる改修工事）</li> <li>耐震診断士(*1)が補強計画を行い、協議会(*2)の判定を受けること</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>	
補助金額	耐震改修に要する費用の2/3以内（限度額60万円）	
	財源内訳	県：1/3以内(上限30万円) 市町：1/3以内

(\*1)福井県木造住宅耐震診断士

(\*2)福井県木造住宅耐震促進協議会

**(平成23年度～24年度)**

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅  (上部構造評定が1.0未満の住宅)</li> </ul>	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること</li> <li>耐震診断士が補強計画を行い、協議会の判定を受けること</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>	
補助金額	耐震改修に要する費用の2/3以内（限度額60万円）	
	財源内訳	県：1/3以内(上限30万円) 市町：1/3以内

**(平成25年度～平成27年度)**

**<全体改修>**

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅  (上部構造評定が1.0未満の住宅)</li> </ul>	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること</li> <li>耐震診断士が補強計画を行うこと</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>	
補助金額	①通常額：耐震改修に要する費用の23%以内（最大80万円）	
	②特別加算額：工事費用－①（最大30万円）	
財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内	

**<伝統的な古民家の耐震改修>（平成27年度）**

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅  (上部構造評定が1.0未満の住宅)</li> <li>建設後50年が経過した住宅、または終戦前（1945年以前）の地域の伝統的民家の意匠を基調とした住宅。</li> </ul>	

対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること</li> <li>耐震診断士が補強計画を行うこと</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>
補助金額	①通常額：耐震改修に要する費用の23%以内（最大150万円）
	②特別加算額：工事費用－①（最大30万円）
財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

#### <部分改修>

事業主体	市町
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅（上部構造評定が1.0未満の住宅）</li> </ul>
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の住宅全体の上部構造評点が改修前の上部構造評点を上回るもの</li> <li>特定居室の部分診断評点が1.5以上となり、基礎および床の仕様が要件を満たすもの</li> <li>耐震診断士が補強計画を行うこと</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>
補助金額	耐震改修に要する費用の23%以内（最大30万円）
	財源内訳 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

（平成28年度～）

#### <全体改修>

事業主体	市町
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅（上部構造評定が1.0未満の住宅）</li> </ul>
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること</li> <li>耐震診断士が補強計画を行うこと</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>
補助金額	耐震改修に要する費用の23%以内（最大80万円）
	財源内訳 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

#### <伝統的な古民家の耐震改修>

事業主体	市町
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅（上部構造評定が1.0未満の住宅）</li> <li>建設後50年が経過した住宅、または終戦前（1945年以前）の地域の伝統的民家の意匠を基調とした住宅。</li> </ul>

対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の上部構造評定が1.0以上となる改修工事。ただし、住宅全体の耐震改修が困難な場合は、改修後の上部構造評点が0.7以上となること</li> <li>耐震診断士が補強計画を行うこと</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>	
補助金額	耐震改修に要する費用の23%以内（最大150万円）	
	財源内訳	国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

#### <部分改修>

事業主体	市町	
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人が所有する昭和56年5月以前に建設された一戸建て木造住宅</li> <li>市町の耐震診断派遣事業による耐震診断を受けた木造住宅</li> <li>耐震診断の結果、耐震性が不十分と診断された住宅（上部構造評定が1.0未満の住宅）</li> </ul>	
対象となる改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>改修後の住宅全体の上部構造評点が改修前の上部構造評点を上回るもの</li> <li>特定居室の部分診断評点が1.5以上となり、基礎および床の仕様が要件を満たすもの</li> <li>耐震診断士が補強計画を行うこと</li> <li>耐震診断士が工事監理を行うこと</li> </ul>	
補助金額	耐震改修に要する費用の23%以内（最大30万円）	
	財源内訳	国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内

[本業務の執行状況は資料 23 のとおり]

#### ③ 多世帯同居のリフォーム支援事業（平成25年度～平成26年度）

本制度は、福井県の住まい方の特徴である「多世帯同居」の推進を図ることを目的に、多世帯同居につながる既存住宅の改修工事に要する経費を補助する事業として平成25年度に創設した。

事業主体	市町	
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>福井県内に所在し、自ら居住している住宅の所有者</li> <li>自ら居住するために所有する既存住宅を改修後に、直系親族の世帯数が1以上増加する者</li> </ul>	
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>多世帯同居に必要な工事で下記のア～エのいずれかに該当するもの</li> <li>ア 間取りの変更に関する工事</li> <li>イ バリアフリー改修工事</li> <li>ウ 設備の増設工事</li> <li>エ 同居人数の増加に伴う浄化槽の入れ替え工事</li> </ul>	
補助金額	市町事業費の1/2（上限額 20万円/戸）	

[本業務の執行状況は資料 24 のとおり]

#### ④ 多世帯同居・近居住まい推進事業（平成27年度～）

平成27年度から、多世帯同居のリフォーム支援事業を拡充し、多世帯同居への補助に加えて、多世帯近居するための住宅取得に対し、その経費の一部を補助する。

##### <多世帯同居リフォーム支援>

多世帯同居リフォームの補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町	
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>福井県内に所在し、自ら居住している住宅の所有者</li> <li>自ら居住するために所有する既存住宅を改修後に、直系親族の世帯数が1以上増加する者</li> </ul>	



対象となる改修工事	多世帯同居に必要となる工事で下記のア～エのいずれかに該当するもの ア 間取りの変更に関する工事 イ バリアフリー改修工事 ウ 設備の改修工事 エ その他関連工事	
補助金額	最大80万円	
	財源内訳	(平成27年度) 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内
		(平成28年度～) 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

#### <多世帯近居住宅取得支援>

多世帯近居住宅取得の補助を実施する市町に対し、県が補助を行う。

事業主体	市町	
補助対象者	新たに近居するために住宅の建設または購入を行う者 (近居…直系親族の世帯が、同一小学校区または概ね5分圏内に別に居住すること)	
対象となる住宅	敷地面積200㎡以上の一戸建て住宅	
補助金額	最大50万円	
	財源内訳	(平成27年度) 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内
		(平成28年度～) 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

[本業務の執行状況は資料 24 のとおり]

#### (4)街なみ環境整備事業

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備であること、住宅等が良好な美観を有していないこと等により住環境の整備改善を必要とする区域において、ゆとりとうるおいのある住宅地区形成のための事業である。

本県では、越前市京町地区において、寺社等歴史的資産を活かした生活空間の整備を平成4年度から平成10年度にかけて実施し、さらに、越前市蓬萊地区において蔵を活かした街なみの整備を平成7年度から平成14年度にかけて実施した。

また、坂井市三国町湊町地区において町家等を活かした街なみの整備を平成17年度から平成26年度にかけて実施し、大野市城下町地区では、碁盤目状の町割りや、伝統的な町家を活かした街なみの整備を平成17年度から平成26年度にかけて実施。

#### (5)住宅市街地基盤整備事業

良好な住宅および宅地の供給を促進するために昭和53年度に創設された制度で、国土交通省が定める一定規模以上の住宅建設事業もしくは宅地開発事業、団地の改善に関連して基盤整備が必要となる公共施設(道路・都市公園・下水道・河川等で国土交通省所管となるもの)について通常の国庫補助事業に加えて別枠で補助を行うものである。

[本業務の執行状況は資料 25 のとおり]

## (6) 住宅地区改良事業

住宅地区改良法（昭和35年5月18日法律第84号）に基づき、国土交通大臣が指定した地区の不良住宅を除却するとともに、改良住宅を建設して居住者にこれを提供し、地区を整備することによって健全な住宅環境を形成するものである。

なお、この事業は原則として市町が施行し、県は事業の円滑な進捗を図るため指導ならびに技術援助を行う。

## (7) 住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）の委託業務

住宅を建てたいが自力では建設するだけの資金を持たないものに対して長期かつ低利で建設資金を融資することを目的に、県では公庫と業務委託契約を結び、公庫の個人住宅をはじめ分譲住宅、賃貸住宅、産業労働者住宅、中高層耐火住宅および雇用促進事業団融資住宅等の設計審査、現場審査等の事務を取扱ってきた。昭和56年4月から、福井市管内にかかる業務はすべて同市において取扱っている。

なお、平成19年4月1日に「独立行政法人住宅金融支援機構法」（平成17年7月6日法律第82号）が施行され、「住宅金融公庫法」が廃止されたことに伴い、住宅金融公庫が解散され、その権利及び義務を引き継ぐ独立行政法人住宅金融支援機構が設立された。

これまで、旧公庫の一般向け融資住宅の工事審査は、地方公共団体にすべて委託されてきたが、機構が引き継ぐ融資制度は今回大幅に縮小された。

業務委託契約については、旧公庫との契約を解除し、機構との間で新たに締結したが、委託内容は災害関連融資住宅に係る工事審査に限定される。

## (8) 地域優良賃貸住宅の供給促進

### ① 地域優良賃貸住宅（一般型）

賃貸住宅は、持家を取得する前の住宅として根強い需要がある。しかし、民間賃貸住宅には、居住環境の悪いものも少なくない。このため、地域優良賃貸住宅制度を活用し、民間土地所有者等が良質な賃貸住宅を建設する場合に、建物の共同施設部分に補助し、さらに家賃対策を講じることにより、民間賃貸住宅の居住環境向上と、持家づくりのための資金づくりに寄与していく。

なお、平成19年9月にそれまでの「特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律」から、高齢者向け優良賃貸住宅と共に地域優良賃貸住宅制度に再編された。

### ② 地域優良賃貸住宅（高齢者型）

高齢社会において高齢者の安全で安定した居住を確保するため、民間の土地所有者等による、バリアフリー基準を満たし、緊急時対応サービスを備えた高齢者向けの賃貸住宅整備を、国および地方公共団体の助成により推進する制度が、平成10年度に「高齢者向け優良賃貸住宅制度要綱」に基づく制度として創設された。県も平成12年度から平成24年度まで国の補助と併せて市町への補助を実施し、高齢者向けの住宅の供給促進を図った。平成13年度から「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づく制度となり、平成19年9月から、特定優良賃貸住宅と共に地域優良賃貸住宅制度に再編された。

なお、平成23年4月に地域優良賃貸住宅制度を再編し、従来の「一般型」、「高齢者型」を一本化している。 [本業務の執行状況は資料 26 のとおり]

## (9) 県営住宅整備事業等

### ① 建替事業

#### [町屋・松本団地建替事業]

町屋団地は、昭和38年度から昭和60年度にかけて建設されたRC造の中層住宅団地で、敷地面積4.3ha、住戸数655戸の大規模団地である。また、松本団地は、昭和27年度から昭和28年度にかけて建設されたRC造の中層住宅団地で、敷地面積0.23ha、住戸数48戸の団地である。両団地については、老朽化が著しい建物や耐震性が劣ると診断された建物が多くあり、これらの再整備が重要な課題となってきた。このため、町屋団地の一部を除却し、松本団地を町屋団地に統合して、新たに高層棟の整備を図ることとし、平成13年度から平成17年度にかけて、第1期の建設工事(SRC造14階建て95戸の高層棟2棟、集会所1棟)を行った。

なお整備にあたり、「1. 高齢者にやさしい」「2. 環境共生」「3. 地域に開かれた公営住宅」「4. 都心居住」を基本コンセプトとしている。

平成15年11月にA棟(95戸)、平成17年7月に集会所、平成18年3月にB棟(95戸)が完成した。

### ② 公営住宅ストック総合改善事業

#### [全面的改善事業]

老朽化した県営住宅を全面的に改善することにより、建物の長寿命化および居住性・耐震性・住環境の向上を図り、既存ストックを有効に活用しながら、住宅に対する多様なニーズに即した住宅の供給を促進することを目的としている。

改善実績：平成20年度～21年度 杉の木台団地7号館(26戸)

平成22年度～23年度 杉の木台団地9号館(34戸)

平成24年度～25年度 杉の木台団地10号館(40戸)

#### [安全性確保型]

阪神・淡路大震災においては公営住宅についても多数の住宅が被害を受けたことに鑑み、居住者の安全の確保、建築物等の被害の軽減の観点からできるだけ速やかに改修するため、既設県営住宅の耐震性能を確認し、耐震性能の劣る建物について所要の改修工事を行うこととした。

平成7年度から平成9年度の3箇年で、昭和56年6月改正の建築基準法による新耐震基準導入前に建設した中層耐火建築の住棟について、耐震診断と耐震補強計画を行った。この耐震診断結果に基づき、杉の木台団地12・13号館(平成10年度～12年度)、幾久団地2号館(平成11年度～12年度)、大安寺団地1号館(平成23年度)、大安寺団地2・3号館、下荒井団地1・2・3号館(平成24年度)、清水グリーンハイツ1・2・3・4・5・6・7号館(平成25年度)、杉の木台団地1・3・4・5・6号館(平成26年度)、北日野団地1・2号館(平成27年度)、杉の木台団地2号館(平成28年度)について耐震改修工事を行った。

また、住宅用火災警報器の設置義務化に伴い、全団地に住宅用火災警報器を設置した(平成18年度～22年度)。

#### [福祉対応型]

近年、平均寿命の伸長や出生率の低下等により、いまだかつて経験のない速さで高齢化が進行しており、今後、住宅施策においても急速に増加する高齢者の居住の安定を図ることが重要な課題となっている。これらのことから、平成13年度から中層耐火構造の住棟の1階部分を高齢者向け住宅に改善し、今後の高齢社会に対応した住宅を供給している(改善実績：56戸)。

また、既設県営住宅の共用階段に手摺りを設置した(平成15年度～16年度)。

#### [居住性向上型]

屋根防水改修の際に断熱防水とし、断熱性能を高めて室内の結露を防止し冷暖房の

効率を図ることにより、居住性の向上、環境への配慮を図っている（改修実績：20棟）。

#### [長寿命化型]

外壁の劣化により、モルタルの剥離落下の危険性やひび割れ等による躯体の劣化を招いていることから、平成13年度から外壁の改修を行い良好な維持管理を図っている（改修実績：33棟）。

### (10) 県営住宅等の管理

住宅管理業務の主なものは、入退去、家賃決定・収納、維持修繕等である。

入居については、原則、空家になった住宅を公募し、公開抽選により入居者を決定している。また、住宅管理については、万全を期すために県営住宅管理人を設け、緊密な連絡を保ちながら住宅および共同施設の管理、環境を良好な状態にするよう入居者の指導、家賃の納付促進、入居者の状況把握を行っている。

福井市にある県営住宅の管理は、昭和59年度から福井県住宅供給公社に委託し、平成6年度からは修繕業務も併せて委託していた。平成17年6月の公営住宅法改正により、平成18年度からは福井県住宅供給公社へ管理代行していた。

平成23年度からは指定管理者制度を導入し、耐火構造の住宅について北部地域と南部地域に分けて2事業主体が管理している。なお、木造の住宅は、それぞれ所轄の土木事務所が管理している。 [本業務の執行状況は資料 29 のとおり]

### (11) 東日本大震災被災者住まい提供事業

平成23年3月11日に発生した東日本大震災により福井県内に避難してきた被災者に対して、災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の応急仮設住宅として、福井県が民間賃貸住宅を借り上げた。

平成23年11月1日から平成23年12月28日まで入居募集を行い、合計42戸の民間賃貸住宅を借り上げた。（平成28年度末現在入居者数7戸）

### (12) 住教育推進事業

福井県の住環境は、三世帯同居が多く、一戸建率が高く、住宅の延べ面積が大きいなどの特長がある。このような福井の地域特性を活かしたより良い資産を次世代に残していくためには、県民一人ひとりが、住まいやまちづくりに関心を持ち、理解を深め、身近にできることから実践につなげていくことが重要である。今まで気付かなかった「住まい」「まち並み」「住まい方」の新たな価値を考え学ぶ「住教育」を推進し、地域への誇りと愛着を育み、ゆとりある豊かな住生活の実現を目指している。

具体的には、県内各市町からモデル地区を1地区ずつ選定し、住民参加型ワークショップを開催し、まち歩きや景観を演出する取組みを通じ、自分たちが住んでいる地域の良さを再認識してもらい、住環境をより良い形で次世代に継承する意識醸成を図っている。また、モデル地区の小学校において、伝統的な技術や道具に触れ、木の文化や住文化への関心を高めるため、宮大工や住文化専門家による体験講座を開催した。

[本業務の執行状況は資料 30 のとおり]

### (13) 空き家対策事業

福井県では、空き家の活用、危険な老朽空き家の発生の抑制・除却を図るため、次の施策を行っている。

#### ① 福井県空き家対策協議会

福井県では、市町と連携し、増加している空き家問題への取組みとして、平成23年度に、「空き家問題に関する関係市町課長会議」を設置、平成24年度に「空き家対策市町連絡調整会議」を設置した。特に平成24年度には、市町による空き家の実態調査を行った。また、平成25年度からは関係団体を加えた「福井県空き家対策協

議会」を設置し、市町の空き家対策への参考として、空き家所有者等の特定に関する検討や危険な空き家の判断基準の検討等について、「福井県空き家対策マニュアル（第1版）」として取りまとめた。さらに平成26年度には、行政代執行による事務手続きや法人破産における既存建築物への対応等について取りまとめ、「福井県空き家対策マニュアル（第2版）」を策定した。

平成27年度に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が完全施行され、市町は倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態等にある空き家を「特定空家等」と認定した場合、その所有者等に対して必要な措置を行うよう指導等を行うことが可能となった。これを受け、平成28年度には、市町が実務上効率的かつ公平に特定空家等と判断するための参考として「特定空家等と判断するためのモデル基準」を策定した。

## ② ふくい空き家情報バンク

「空き家情報バンク」は、県内にある市場化されていない空き家のうち、賃貸借・売買可能なものについて、既存ストックの有効活用や定住促進施策に活用することを目的に、所有者の意向のもと市町のホームページ上で物件情報の公開を行うもので、平成18年度から実施している。平成26年7月時点で、全17市町の整備が完了し、県では各市町の空き家情報を「ふくい空き家情報バンク」として一元化し、県内外へ情報発信している。

## ③ 福井県住宅診断制度

福井県住宅診断制度は、県が登録した住宅診断士による中古住宅の診断を実施し、良好な中古住宅の流通促進を図ることを目的として、平成25年度から実施している。制度の運用は県と協定を締結した（一社）福井県建築士事務所協会が行っている。また、平成25～28年度については、住宅診断を実施し、「ふくい空き家情報バンク」へ登録する場合は、診断料の補助を行っている。

## ④ U・Iターン者空き家リフォーム支援事業（平成25年度）

福井県への定住を促進するとともに、空き家の有効活用を図ることを目的に、空き家の改修工事を行うUターン者およびIターン者への補助を実施する市町に対し、その費用の一部を補助する事業として平成25年度に創設した。

事業主体	市町
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現に福井県内に住所を有していない者</li> <li>・「ふくい空き家情報バンク」に登録されている物件を購入し居住するために改修する者で、当該物件の所有者と売買契約を締結している者</li> <li>・改修した空き家に5年以上居住する見込みのある者</li> </ul>
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家の質を向上させるための工事で、次のいずれかに該当するもの               <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事</li> <li>イ 空き家の一部を増築する工事および一部を改築する工事</li> </ul> </li> <li>・福井県内に主たる営業所を有する建設業者等が施工する工事</li> </ul>
補助金額	市町事業費の1/2（上限額 10万円/戸）

[本業務の執行状況は資料 31 のとおり]

## ⑤ U・Iターン者空き家住まい支援事業（平成27年度～）

平成27年度からU・Iターン者空き家リフォーム支援事業を拡充し、リフォームの補助に加えて、Uターン者およびIターン者の空き家購入の補助をする市町に対し、その費用の一部を補助する。

< 購入補助 >

事業主体	市町	
補助対象者	空き家を購入するU・Iターン者	
補助対象住宅	U・Iターン者が居住するための「ふくい空き家情報バンク」に登録されている一戸建て住宅の購入費用	
補助金額	上限額 50万円	
	財源内訳	(平成27年度) 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内
		(平成28年度～) 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

< リフォーム補助 >

事業主体	市町	
補助対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家を購入または賃貸するU・Iターン者</li> <li>・ U・Iターン者を賃貸で居住させる空き家所有者またはサブリース業者</li> </ul>	
補助対象工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 空き家の質を向上させるための工事で、次のいずれかに該当するもの</li> <li>ア 空き家の全部または一部の修繕、補修、模様替え、補強工事、更新工事</li> <li>イ 空き家の一部を増築する工事および一部を改築する工事</li> <li>・ 福井県内に主たる営業所を有する建設業者等が施工する工事</li> </ul>	
補助金額	上限額 50万円	
	財源内訳	(平成27年度) 国：1/2以内 県：1/4以内 市町：1/4以内
		(平成28年度～) 国：45%以内 県：27.5%以内 市町：27.5%以内

[本業務の執行状況は資料 31 のとおり]

## 参 考 資 料

1【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】	2 5
2【出資・出捐・設立許可している公益法人等】	2 6
3【建築確認、許可等取扱件数】	2 8
4【道路位置指定件数】	3 2
5【定期調査等の報告件数】	3 3
6【県下の着工建築物の状況】	3 4
7【建築協定認可一覧】	3 9
8【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】	3 9
9【二級・木造建築士試験結果等】	4 0
1 0【市街地再開発事業実施状況】	4 1
1 1【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】	4 2
1 2【省エネ法届出・受理件数】	4 2
1 3【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】	4 3
1 4【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】	4 4
1 5【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】	4 5
1 6【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】	4 5
1 7【宅地建物取引士と取引業者の登録状況等】	4 6
1 8【都市の低炭素化の促進に関する法律 低炭素建築物新築等計画認定件数】	4 7
1 9【サービス付き高齢者向け住宅の登録数】	4 7
2 0【建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 性能向上計画等認定件数】	4 7
2 1【住宅政策の取り組み状況】	4 8
2 2【住宅・土地統計調査】	5 0
2 3【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】	5 1
2 4【多世帯同居・近居住まい推進事業 実績戸数】	5 2
2 5【住宅市街地基盤整備事業（旧住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）実績】	5 3
2 6【地域優良賃貸住宅の建設戸数】	5 4
2 7【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】	5 5
2 8【公営住宅等管理戸数】	5 5
2 9【県営住宅の管理戸数】	5 6
3 0【住教育推進事業 モデル地区実績】	5 7
3 1【U・Iターン者空き家住まい支援事業 実績戸数】	5 7
3 2【営繕工事】	5 8
3 3【県産品活用推進】	6 1





1【建築住宅課所管の歳入歳出決算概要】（事業別・年度別）

(1)歳入 決算額または 予算額 (斜体で示す) (単位：千円)

費目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
使用料・手数料	610,239	615,635	584,445	582,486	558,818	564,022
┆使用料	524,716	517,055	502,967	505,437	486,071	485,345
┆手数料	85,523	98,580	81,478	77,049	72,747	78,677
国庫支出金	175,307	404,193	225,407	109,809	103,025	78,180
┆国庫補助金	174,753	403,015	224,853	109,255	102,575	77,730
┆委託金	554	1,178	554	554	450	450
繰入金	0	0	0	0	0	0
┆繰入金	0	0	0	0	0	0
寄附金	0	5,000	0	0	0	0
┆寄附金	0	5,000	0	0	0	0
財産収入	43,763	32,229	17,568	15,687	28,798	0
┆土地売却収入	43,763	32,229	17,568	15,687	28,798	0
┆残余財産収入	0	0	0	0	0	0
┆出資財産収入	0	0	0	0	0	0
諸収入	2,263	990	580	501	631	374
┆貸付金元利収入	0	0	0	0	0	0
┆受託事業収入	0	0	27	0	0	0
┆雑入	2,263	990	553	501	631	374
県債	180,000	0	162,000	112,000	86,000	62,000
┆県債	180,000	0	162,000	112,000	86,000	62,000
歳入計	1,011,572	1,058,047	990,000	820,483	777,272	704,576

手数料の証紙による収納額 (平成28年度内訳)

費目	件数	金額	一件当たりの金額
09 建築確認申請	3,586	55,862,000	5,000 ~ 460,000
41 建築許可申請	34	2,068,000	30,000 ~ 180,000
11 建築士免許 (二級・木造)	45	664,500	5,900、19,200
13 一級建築士事務所登録	154	2,310,000	15,000
二級・木造 "	69	690,000	10,000
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請	9	100,900	4,700 ~ 870,000
15 宅地建物取引業者免許申請	141	4,653,000	33,000
19 " 取引士登録	68	2,516,000	37,000
21 " " 証交付	212	954,000	4,500
25 " " 登録移転	2	16,000	8,000
27 優良宅地造成認定申請	0	0	130,000 ~ 870,000
29 長期優良住宅	367	2,760,000	6,000 ~ 68,000
低炭素化建築物手数料	19	153,000	5,000、34,000
計	4,706	72,747,400	

(2)歳出 決算額または 予算額 (斜体で示す) (単位：千円)

費目	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
土木管理費						
┆建築指導費	342,172	302,265	61,417	60,824	62,472	77,773
住宅費						
┆住宅管理費	178,119	171,837	175,197	174,692	169,046	170,954
住宅費						
┆住宅建設費	353,813	572,387	426,750	236,334	185,201	232,102
┆(公共事業)						
┆県営住宅建設費等	341,278	570,887	425,350	234,905	183,791	230,802
┆住宅供給公社関係費	0	0	0	0	0	0
┆その他	12,535	1,500	1,400	1,429	1,410	1,300
歳出計	874,104	1,046,489	663,364	471,850	416,719	480,829

## 2【出資・出捐・設立許可している公益法人等】

平成29年6月末現在

### 一般社団法人 福井県建築士会

〔昭和27年3月15日設立許可、平成25年4月1日一般社団法人へ移行〕

住 所：福井市御幸3丁目10-15 建設会館2階

TEL：0776-24-8781

目 的：会員相互の信頼協力により、建築士の業務の進歩改善と品位の向上を図り建築文化の進展に資し、広く社会に貢献する。

役 員：30名（会長：歌門 敬二）

正会員：1,080名 準会員：1名 賛助会員：318名

### 一般社団法人 北陸住宅地経営協会

〔昭和42年3月15日設立許可、平成25年5月21日一般社団法人へ移行〕

住 所：福井市順化1丁目21-19

TEL：0776-22-7017

目 的：住宅・宅地の円滑な供給を図るための政策活動、社会福祉増進に寄与するための住宅・宅地制度の普及活動、住宅宅地供給事業の環境改善を図るための調査・研究活動を推進する。

役 員：7名（理事長：瀧波 成嘉）

正会員：6名 賛助会員：1名

### 公益社団法人 福井県宅地建物取引業協会

〔昭和42年4月3日設立許可、平成25年4月1日公益社団法人へ移行〕

住 所：福井市宝永4丁目4-3 福井県宅建会館

TEL：0776-24-0680

目 的：会員の品位及び資質の向上並びに会員相互の緊密な結合及び自律を図り、取引の適正な運営を確保するとともに宅地建物取引業の健全な発達を図るため、会員の指導及び連絡に関する業務を行い、本業全般の社会的・経済的水準を高め、もって公共の福祉の増進に寄与する。

役 員：19名（会長：加藤 信一）

正会員：477名

### 一般社団法人 福井県建築組合連合会

〔昭和45年6月15日設立許可、平成25年4月1日一般社団法人へ移行〕

住 所：福井市日之出5丁目4-7 建築会館1階

TEL：0776-54-2615

目 的：会員の協力によって、建築技術者の業務の進歩改善に品位の保持向上を図り、広く社会公共の福祉増進に寄与する。

役 員：21名（監事4名含む）（会長：林 和夫）

正会員：2,664名

### 一般社団法人 福井県建築士事務所協会

〔昭和52年6月16日設立許可、平成25年4月1日一般社団法人へ移行〕

住 所：福井市日之出5丁目4-7 建築会館3階

TEL：0776-54-1552

目 的：建築士事務所の業務の適正な運営と、健全な発展及び建築士事務所の開設者に設計等を委託する建築主の利益の保護を図り、もって建築文化の向上と公共の福祉の増進に寄与する。

役 員：14名（会長：櫻川 幸夫）

正会員：229名 協力会員：95名

### 一般財団法人 福井県建築住宅センター

〔昭和59年11月22日設立許可、平成23年11月22日一般財団法人へ移行〕

住 所：福井市御幸3丁目10-15 建設会館3階

TEL：0776-23-0457

目 的：住宅需要者の保護、建築物の防災対策の推進および建築関連業界の健全な発展を図る。

役 員：8名（評議員4名含む）（理事長：五十嵐 穠治）

**一般財団法人 不動産適正取引推進機構**

[昭和59年4月12日設立許可、平成25年4月1日一般財団法人へ移行]

住 所：東京都港区虎ノ門3丁目8-21

TEL：03-3435-8111

目 的：不動産取引をめぐる紛争を未然に防止し、適正かつ迅速な処理を推進して消費者の保護と宅地建物取引業の健全な発展に寄与する。

役 員：12名（理事長：峰久 幸義）

出 捐：福井県 1,000千円(0.1%) 基本財産：700,000千円

**一般財団法人 建築コスト管理システム研究所**

[平成4年9月28日設立許可、平成24年4月1日一般財団法人へ移行]

住 所：東京都港区西新橋3丁目25-33 NP御成門ビル5階

TEL：03-3434-1530

目 的：公共建築物のコスト管理のあり方に関して、経済社会の動向や技術の進展に対応した調査研究、開発等を行い、公共建築物のコスト管理システムの近代化を推進することにより、社会基盤として質の高い建築物の整備及び建築技術の向上に資する。

役 員：13名（監事2名含む）（理事長：春田 浩司）

出 捐：福井県 1,000千円(0.2%) 基本財産：334,000千円

**一般財団法人 高齢者住宅財団**

[平成5年3月31日設立許可、平成25年4月1日一般財団法人へ移行]

住 所：東京都中央区八丁堀2丁目20-9

TEL：03-3206-6437

目 的：高齢社会に対応した住宅・生活関連サービス等に関する調査・研究と事業化を支援し、住生活の安定・向上と福祉の増進に寄与する。

役 員：10名（理事長：高橋 紘士）

出 捐：福井県 5,000千円(0.2%) 61公的団体 企業70社 基本財産：317,250千円

### 3【建築確認、許可等取扱件数】

#### (1) 確認申請等取扱件数（平成28年度）

	確認申請		計画通知		合計		中間検査			
	確認済証 交付件数	検査済証 交付件数	確認済証 交付件数	検査済証 交付件数	確認済証 交付件数	検査済証 交付件数	受理件数	交付件数		
法6条1 3号	土木事務所	福井	9	7	1	0	10	7	2	2
		三国	68	50	1	0	69	50	17	17
		奥越	33	24	1	0	34	24	4	4
		丹南	44	31	1	2	45	33	5	5
		鯖丹	39	30	1	0	40	30	9	9
		敦賀	37	32	3	3	40	35	4	4
		小浜	25	21	1	0	26	21	3	3
福井県小計		255	195	9	5	264	200	44	44	
福井市		97	79	6	9	103	88	28	28	
指定確認検査機関		321	250	0	0	321	250	70	70	
合計		673	524	15	14	688	538	142	142	
法6条4号	土木事務所	福井	26	23	0	0	26	23		
		三国	239	162	2	2	241	164		
		奥越	152	148	2	0	154	148		
		丹南	338	306	1	1	339	307		
		鯖丹	368	332	2	1	370	333		
		敦賀	286	269	0	0	286	269		
		小浜	147	129	1	1	148	130		
福井県小計		1,556	1,369	8	5	1,564	1,374			
福井市		237	217	21	14	258	231			
指定確認検査機関		1,673	1,451	0	0	1,673	1,451			
合計		3,466	3,037	29	19	3,495	3,056			
建築設備	土木事務所	福井	2	3	5	5	7	8		
		三国	10	9	0	0	10	9		
		奥越	6	5	0	0	6	5		
		丹南	6	8	0	1	6	9		
		鯖丹	1	3	1	0	2	3		
		敦賀	7	7	0	0	7	7		
		小浜	1	3	0	0	1	3		
福井県小計		33	38	6	6	39	44			
福井市		17	14	4	5	21	19			
指定確認検査機関		28	31	0	0	28	31			
合計		78	83	10	11	88	94			
工作物	土木事務所	福井	0	0	0	0	0	0		
		三国	9	8	0	0	9	8		
		奥越	5	3	0	0	5	3		
		丹南	9	5	0	0	9	5		
		鯖丹	12	4	0	0	12	4		
		敦賀	3	3	1	1	4	4		
		小浜	6	7	0	0	6	7		
福井県小計		44	30	1	1	45	31			
福井市		40	26	2	5	42	31			
指定確認検査機関		58	48	0	0	58	48			
合計		142	104	3	6	145	110			
計	土木事務所	福井	37	33	6	5	43	38	2	2
		三国	326	229	3	2	329	231	17	17
		奥越	196	180	3	0	199	180	4	4
		丹南	397	350	2	4	399	354	5	5
		鯖丹	420	369	4	1	424	370	9	9
		敦賀	333	311	4	4	337	315	4	4
		小浜	179	160	2	1	181	161	3	3
福井県小計		1,888	1,632	24	17	1,912	1,649	44	44	
福井市		391	336	33	33	424	369	28	28	
指定確認検査機関		2,080	1,780	0	0	2,080	1,780	70	70	
合計		4,359	3,748	57	50	4,416	3,798	142	142	

\* 確認済証交付件数には計画変更分を含む



(3) 確認申請件数及び手数料の推移

受付場所	年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度			
						確認	中間	完了	計
確認等申請受付件数	福井土木事務所	105	85	52	67	37	2	34	73
	三国 "	503	610	536	580	302	18	244	564
	奥越 "	436	503	416	351	199	4	182	385
	丹南土木事務所	747	879	763	834	399	5	342	746
	鯖江丹生土木部	944	937	846	758	436	9	374	819
	敦賀土木事務所	819	877	672	702	325	4	318	647
	小浜 "	446	472	412	390	186	3	163	352
	(件) 合計	4,000	4,363	3,697	3,682	1,884	45	1,657	3,586
確認等手数料	福井土木事務所	1,524.0	1,497.0	662.0	1,184.0	593	40	674	1,307
	三国 "	11,329.0	11,714.0	12,222.0	9,671.0	4,563	470	4,183	9,216
	奥越 "	6,920.0	8,434.0	6,411.0	5,877.0	2,851	106	3,421	6,378
	丹南土木事務所	13,662.5	16,739.0	14,095.0	13,919.0	6,141	113	5,820	12,074
	鯖江丹生土木部	14,947.5	17,014.0	13,695.0	13,117.0	5,686	257	6,001	11,944
	敦賀土木事務所	14,415.5	16,322.5	11,327.0	11,168.0	4,473	132	5,119	9,724
	小浜 "	7,211.0	7,469.0	7,872.0	5,610.0	2,481	99	2,639	5,219
	(千円) 合計	70,010	79,190	66,284	60,546	26,788	1,217	27,857	55,862

注1) 平成11年度より建築確認申請、完了検査申請に分かれている。

(建築確認申請には計画変更確認申請を含む。)

注2) 平成19年度から平成27年度までは構造計算適合性判定料を含む。

(4) 違反建築物取扱件数

A. 処分件数 (平成28年度)

	違反建築物件数				法9条1項により 命令を出した件数	法9条7項により 命令を出した件数	法9条10項により 命令を出した件数	是正された件数	法9条12項による 手続きをとった件数			告発件数
	法9条により 命令を出した件数	行政指導をした 建築物数	計	戒告					代執行命令書 の交付	代執行の実行		
福井土木事務所												
三国 "												
奥越 "		5	5				2					
丹南土木事務所												
鯖江丹生土木部												
敦賀土木事務所												
小浜 "		1	1				1					
合計		6	6				3					

B. 違反事項別（平成28年度）

違反該当条項 および違反事項	違反建築物件数							法第9条による 命令を出した件数							是正された件数									
	福井	三国	奥越	丹南	鯖丹	敦賀	小浜	計	福井	三国	奥越	丹南	鯖丹	敦賀	小浜	計	福井	三国	奥越	丹南	鯖丹	敦賀	小浜	計
[法6条] 確認申請手続き							1	1															1	1
[法22条] 22条区域における屋根及 び外壁の不燃																								
[法35条] 避難施設等																								
[法35条の2] 内装制限																								
[法27条、法36条] 耐火構造、防火構造等																								
[法20条、法36条] 構造耐力上の規定																								
[法43条] 敷地等と道路の関係																								
[法44条] 道路内の建築制限																								
[法45条] 私道の変更または廃止の 制限																								
[法48条] 用途地域内の建築制限																								
[法52条] 容積率制限																								
[法53条] 建ぺい率制限																								
[法54条] 第一、二種低層住専内に おける外壁の後退距離																								
[法55条] 第一、二種低層住専内の 絶対高さ制限																								
[法56条1項1号] 道路斜線制限																								
[法56条1項2号] 隣地斜線制限																								
[法56条1項3号] 北側斜線制限																								
[法56条の2] 日影による中高層の建築 物の高さの制限																								
[法58条] 高度利用地区の高さ制限																								
[法61条、法62条] 防火地域及び準防火地域 内の建築物の構造																								
その他			5					5											2					2
合 計			5				1	6											2				1	3

## (5) 既存不適格建築物取扱件数（平成28年度）

	法第10条により 命令した 建築物件数	既存不適格 建築物件数	是正された件数	告発件数
福井土木事務所				
三国 "				
奥越 "				
丹南土木事務所				
鯖江丹生土木部				
敦賀土木事務所				
小浜 "				
合計	0	0	0	0

## 4 【道路位置指定件数】

(道路延長：m)

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長	指定 件数	道路 延長
福井土木事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三国 "	2	238	2	1,951	8	6,148	2	85	4	257
奥越 "	0	0	4	284	1	29	1	54	2	99
丹南土木事務所	5	295	3	141	2	62	3	218	3	118
鯖江丹生土木部	2	95	6	343	8	384	6	391	7	392
敦賀土木事務所	5	296	2	76	7	404	7	377	2	110
小浜 "	3	110	4	171	4	208	3	130	4	191
合計	17	1,034	21	2,966	30	7,235	22	1,255	22	1,167



5 【定期調査等の報告件数】（平成28年度）

		特殊建築物	昇降機等	特殊建築物 の建築設備
法第12条第1項 又は第3項により 調査又は検査され るべき件数	福井土木事務所	65	70	55
	三国 〃	360	345	364
	奥越 〃	194	125	354
	丹南土木事務所	282	265	491
	鯖江丹生土木部	297	266	515
	敦賀土木事務所	309	318	216
	小浜 〃	269	193	498
合 計		1,776	1,582	2,493
法第12条第1項 又は第3項による 報告件数	福井土木事務所	54	68	44
	三国 〃	262	313	266
	奥越 〃	165	118	318
	丹南土木事務所	230	265	394
	鯖江丹生土木部	229	255	431
	敦賀土木事務所	199	274	69
	小浜 〃	202	191	346
合 計		1,341	1,484	1,868
定期調査等の結果 是正措置を講ずる 必要があると判明 した件数	福井土木事務所	47	1	38
	三国 〃	144	2	109
	奥越 〃	82	0	85
	丹南土木事務所	91	1	110
	鯖江丹生土木部	144	0	126
	敦賀土木事務所	100	0	29
	小浜 〃	133	1	131
合 計		741	5	628

## 6【県下の着工建築物の状況】（建築動態統計調査より）

### (1) 建築物着工床面積（市郡部別）

#### A. 年別（平成24年～28年）

（単位：㎡）

年		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
市郡部						
	福井市	302,509	381,647	270,364	273,182	273,769
	敦賀市	80,132	89,315	41,178	75,265	54,894
	小浜市	26,366	25,391	32,237	22,294	23,802
	大野市	28,125	32,195	24,106	23,218	28,159
	勝山市	18,804	15,405	18,781	10,756	10,783
	鯖江市	63,003	72,605	57,229	72,674	69,027
	あわら市	28,292	36,505	42,929	36,036	39,446
	越前市	69,970	95,279	118,211	107,650	83,832
	坂井市	113,916	108,535	85,577	109,307	98,898
	市部計	731,117	856,877	690,612	730,382	682,610
	郡部計	109,701	95,803	147,287	86,124	78,365
	総計	840,818	952,680	837,899	816,506	760,975

#### B. 年度別（平成24年度～28年度）

（単位：㎡）

年度		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市郡部						
	福井市	297,229	379,741	274,030	275,348	274,178
	敦賀市	78,666	74,163	42,311	73,548	55,902
	小浜市	26,977	24,919	36,235	18,241	24,597
	大野市	38,603	23,142	23,771	23,537	27,253
	勝山市	12,315	15,121	18,944	10,302	12,253
	鯖江市	61,479	71,275	62,999	67,186	70,602
	あわら市	35,017	40,753	34,701	31,566	43,119
	越前市	71,942	94,757	115,914	109,656	107,407
	坂井市	121,176	108,306	91,879	98,486	101,992
	市部計	743,404	832,177	700,784	707,870	717,303
	郡部計	81,002	94,687	155,945	75,064	92,974
	総計	824,406	926,864	856,729	782,934	810,277

### (2) 建築物着工床面積（構造別）

#### A. 年別（平成24年～28年）

（単位：㎡）

年		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
構造						
	木造	426,553	523,201	402,862	419,523	445,616
	SRC造	9,681	46,585	88,184	9,980	416
	RC造	62,947	37,814	30,549	33,975	38,673
	S造	332,506	323,364	310,224	346,951	274,228
	CB造	75	118	181	137	75
	その他	9,056	21,598	5,899	5,940	1,967
	総計	840,818	952,680	837,899	816,506	760,975

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

## B. 年度別（平成24年度～28年度）

（単位：㎡）

年度 構造	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
木造	443,858	517,505	405,113	423,625	444,960
SRC造	8,182	46,487	88,106	9,980	537
RC造	27,305	39,342	32,250	33,613	44,856
S造	335,514	301,996	324,801	310,386	318,041
CB造	102	91	241	88	64
その他	9,445	21,443	6,218	5,242	1,819
総計	824,406	926,864	856,729	782,934	810,277

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

## (3) 新設住宅着工戸数（市郡部別）

## A. 年別（平成24年～28年）

（単位：戸）

年 市郡部	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
福井市	1,580	1,936	1,481	1,420	1,512
敦賀市	363	431	287	294	365
小浜市	87	168	140	144	139
大野市	100	100	103	70	88
勝山市	44	93	66	45	51
鯖江市	349	436	351	416	489
あわら市	132	119	95	80	115
越前市	301	388	392	573	510
坂井市	366	475	350	471	469
市部計	3,322	4,146	3,265	3,513	3,738
郡部計	292	293	230	398	291
総計	3,614	4,439	3,495	3,911	4,029

## B. 年度別（平成24年度～28年度）

（単位：戸）

年度 市郡部	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
福井市	1,621	1,927	1,391	1,574	1,529
敦賀市	394	364	312	280	384
小浜市	105	158	145	148	149
大野市	103	105	106	63	82
勝山市	42	97	61	46	49
鯖江市	398	426	359	409	508
あわら市	120	122	95	78	121
越前市	300	406	378	608	485
坂井市	411	442	402	424	495
市部計	3,494	4,047	3,249	3,630	3,802
郡部計	309	287	299	338	289
総計	3,803	4,334	3,548	3,968	4,091

## (4)新設住宅着工戸数（構造別・建方別）

## A. 年別（平成24年～28年）

（単位：戸）

構造・建方		年				
		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
木造	一戸建・長屋建	2,925	3,561	2,808	3,009	3,278
	共同	53	68	58	156	36
SRC造	一戸建・長屋建	2	0	2	2	0
	共同	58	89	0	0	0
RC造	一戸建・長屋建	17	7	3	2	24
	共同	63	196	96	140	99
S造	一戸建・長屋建	378	434	357	311	351
	共同	116	75	165	291	241
CB造	一戸建・長屋建	0	0	0	0	0
	共同	0	0	0	0	0
その他	一戸建・長屋建	2	9	6	0	0
	共同	0	0	0	0	0
総計	一戸建・長屋建	3,324	4,011	3,176	3,324	3,653
	共同	290	428	319	587	376

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

## B. 年度別（平成24年度～28年度）

（単位：戸）

構造・建方		年度				
		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
木造	一戸建・長屋建	3,109	3,498	2,825	3,033	3,348
	共同	51	64	92	106	36
SRC造	一戸建・長屋建	2	0	2	2	1
	共同	58	89	0	0	0
RC造	一戸建・長屋建	17	5	3	2	25
	共同	87	182	86	183	68
S造	一戸建・長屋建	400	400	341	316	372
	共同	76	89	193	326	241
CB造	一戸建・長屋建	0	0	0	0	0
	共同	0	0	0	0	0
その他	一戸建・長屋建	3	7	6	0	0
	共同	0	0	0	0	0
総計	一戸建・長屋建	3,531	3,910	3,177	3,353	3,746
	共同	272	424	371	615	345

※SRC造：鉄骨鉄筋コンクリート造、RC造：鉄筋コンクリート造、S造：鉄骨造、CB造：コンクリートブロック造

## (5)住宅着工戸数（工事別・新築、増築、改築別）

## A. 年別（平成24年～28年）

（単位：戸）

工事種別		年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
新 設	新 築		3,445	4,165	3,358	3,776	3,889
	増 築		166	269	129	133	108
	改 築		3	5	8	2	32
	計		3,614	4,439	3,495	3,911	4,029
そ の 他	増 築		382	527	375	417	419
	改 築		0	2	0	0	0
	計		382	529	375	417	419
総 計	新 築		3,445	4,165	3,358	3,776	3,889
	増 築		548	796	504	550	527
	改 築		3	7	8	2	32
	計		3,996	4,968	3,870	4,328	4,448

## B. 年度別（平成24年度～28年度）

（単位：戸）

工事種別		年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
新 設	新 築		3,635	4,075	3,402	3,840	3,962
	増 築		165	254	137	126	98
	改 築		3	5	9	2	31
	計		3,803	4,334	3,548	3,968	4,091
そ の 他	増 築		402	527	379	429	412
	改 築		0	2	0	0	0
	計		402	529	379	429	412
総 計	新 築		3,635	4,075	3,402	3,840	3,962
	増 築		567	781	516	555	510
	改 築		3	7	9	2	31
	計		4,205	4,863	3,927	4,397	4,503

## (6)新設住宅着工戸数（利用関係別）

## A. 年別（平成24年～28年）

（単位：戸）

年 利用関係	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
持家	2,376	3,073	2,213	2,330	2,491
貸家	880	925	940	1,202	1,133
給与住宅	6	7	19	5	9
分譲住宅	352	434	323	374	396
総計	3,614	4,439	3,495	3,911	4,029

## B. 年度別（平成24年度～28年度）

（単位：戸）

年度 利用関係	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
持家	2,525	2,993	2,233	2,365	2,477
貸家	919	917	966	1,199	1,204
給与住宅	6	7	20	6	8
分譲住宅	353	417	329	398	402
総計	3,803	4,334	3,548	3,968	4,091

## (7)災害建築物床面積（構造別）

## A. 年別（平成24年～28年）

（単位：㎡）

年 構造	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
木造	8,371	2,440	2,046	10,084	5,021
非木造	3,306	330	32	2,726	3,399
総計	11,677	2,770	2,078	12,810	8,420

## B. 年度別（平成24年度～28年度）

（単位：㎡）

年度 構造	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
木造	4,732	2,896	2,784	9,996	6,009
非木造	3,415	83	81	3,512	3,328
総計	8,147	2,979	2,865	13,508	9,337

## 7 【建築協定認可一覧】

平成29年3月末現在

市町	地区名	所在地	認可年月日	公告年月日	有効期限の末日	自動更新規定の有無※	面積(m <sup>2</sup> )	協定のねらい
越前市 (旧武生市)	武生問屋団地	矢放町、 小野谷町	H2. 2. 13	H2. 2. 13	H32. 2. 12	無	84, 229. 00	卸売り団地としての の利便を図る
越前町 (旧宮崎村)	上野台	江波	H9. 12. 19	H9. 12. 24	H29. 12. 23	有 (10年間)	27, 401. 00	住宅地としての環境を 高度に維持増進する目的
坂井市 (旧坂井町)	相生区	下兵庫	H13. 1. 26	H13. 1. 26	H33. 1. 25	有 (10年間)	22, 050. 61	住宅地としての良好な環境を 維持増進する目的
越前市 (旧武生市)	日野見台	帆山町	H17. 3. 10	H17. 3. 18	H37. 3. 17	有 (10年間)	15, 723. 06	住宅地としての環境を 高度に維持増進する目的

失効分は除く

※ ( ) 内は有の場合の延長年数

## 8 【建設リサイクル法による対象建設工事に係る届出等件数】

	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	届出 件数	通知 件数	届出 件数	通知 件数	届出 件数	通知 件数	届出 件数	通知 件数	届出 件数	通知 件数
福井土木	63	20	71	43	41	3	61	0	63	0
三国土木	337	12	357	30	292	54	317	41	349	38
奥越土木	376	118	291	218	204	190	230	212	249	297
丹南土木	282	232	294	289	272	192	279	176	276	148
鯖丹土木	246	42	323	10	171	102	216	45	213	73
敦賀土木	248	34	255	63	209	89	249	39	240	88
小浜土木	227	71	195	101	191	25	178	77	239	88
合計	1, 779	529	1, 786	754	1, 380	655	1, 530	590	1, 629	732

届出件数には変更分を含む

## 9 【二級・木造建築士試験結果等】

### (1) 二級・木造建築士試験結果

年 度	受験者 区分	学科及び設計製図		設計製図のみ		計	
		二 級	木 造	二 級	木 造	二 級	木 造
平成24年度	申 込 者 数	140	3	57	0	197	3
	実 受 験 者 数	117	3	42	0	159	3
	最 終 合 格 者 数	22	1	19	0	41	1
	最 終 合 格 率	18.8%	33.3%	45.2%	0.0%	25.8%	33.3%
平成25年度	申 込 者 数	172	6	31	0	203	6
	実 受 験 者 数	147	6	24	0	171	6
	最 終 合 格 者 数	20	1	13	0	33	1
	最 終 合 格 率	13.6%	16.7%	54.2%	0.0%	19.3%	16.7%
平成26年度	申 込 者 数	175	5	29	2	204	7
	実 受 験 者 数	147	5	25	2	172	7
	最 終 合 格 者 数	33	0	10	0	43	0
	最 終 合 格 率	22.4%	0.0%	40.0%	0.0%	25.0%	0.0%
平成27年度	申 込 者 数	146	4	43	4	189	8
	実 受 験 者 数	119	4	40	4	159	8
	最 終 合 格 者 数	23	0	19	1	42	1
	最 終 合 格 率	19.3%	0.0%	47.5%	25.0%	26.4%	12.5%
平成28年度	申 込 者 数	140	2	29	2	169	4
	実 受 験 者 数	109	1	22	2	131	3
	最 終 合 格 者 数	19	0	10	1	29	1
	最 終 合 格 率	17.4%	0.0%	45.5%	50.0%	22.1%	33.3%

### (2) 建築士免許登録状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一級建築士免許登録者	23	21	22	23	23
二級建築士免許登録者	39	36	43	42	29
木造建築士免許登録者	1	1	0	1	1

### (3) 建築士事務所登録状況

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
一級建築士事務所	704	716	702	712	693
二級建築士事務所	302	308	299	309	307
木造建築士事務所	5	4	4	2	2

※建築士事務所登録の有効期間：5年間



10 【市街地再開発事業実施状況】

(単位 : 千円)

都市名	地区名	事業年度	事業費						事業内容	
			総事業費	補助対象額	国庫補助金	県費補助金	市費	組合等		
福井市	中央1丁目第1地区	S47	3,500	2,500	833	833	1,834		基本計画の作成	
		S46	2,000	1,600	533	533	934		同上	
		S57	1,080	1,080	360		720		事業推進計画の作成	
		S59	143,823	142,710	47,570	23,785	24,387	48,081	事業計画の作成、地盤調査等	
		S60	88,299	81,594	27,198	13,922	13,922	33,257	建築設計	
		S61	88,120	43,650	14,550	7,445	7,446	58,679	権利変換計画の作成	
		S62	798,058	52,850	11,950	5,590	6,091	774,427	土地整備	
		S63	1,410,151	538,950	47,050	12,033	23,734	1,327,334	共同施設整備	
		H元	1,337,519	273,300	37,380	14,263	19,003	1,266,873	同上	
		H2	3,634,602	2,438,600	246,200	73,568	123,569	3,191,265	同上	
		H3	4,933,184	2,321,600	581,200	274,082	291,082	3,786,820	同上	
		小計		12,436,836	5,895,934	1,013,991	425,221	510,888	10,486,736	
		三の丸地区	S63	5,087	5,085	1,695	1,695	1,697		推進計画の作成
	H元		68,185	11,700	3,900	1,986	1,986	60,313	事業計画の作成	
	H2		113,409	90,000	30,000	15,287	15,288	52,834	同上	
	H3		78,000	31,500	10,500	5,365	5,365	56,770	地盤調査等	
	H12		188,482	128,400	42,800	21,830	21,830	41,940	事業計画の作成、建築設計、権利変換の一部	
	H13		2,145,400	922,800	307,600	156,992	156,992	301,216	土地整備、共同施設整備	
	H14		3,065,973	830,814	282,700	144,231	144,231	259,652	共同施設整備	
	小計		5,664,536	2,020,299	679,195	347,386	347,389	772,725		
	福井市	大手地区	H6	18,000	18,000	6,000	6,000	6,000		総合再生計画の作成
			H9	2,877	2,877	959	959	959		基本計画の作成
		手寄地区	H9	4,548	4,548	1,516	1,516	1,516		同上
			H13	100				100		推進計画の作成
			H14	127,762	100,800	33,600	17,100	17,100	33,000	事業計画の作成
			H15	258,593	218,100	72,700	37,075	37,075	71,250	地盤調査等、建築設計、権利変換計画の作成
			H16	470,422	86,172	28,724	15,330	15,330	26,788	地盤調査等、土地整備
			H17	1,783,116	760,728	253,576	128,721	128,721	249,710	共同施設整備
			H18	8,457,356	3,078,240	1,026,080	516,108	516,108	1,019,944	同上
		小計		11,101,897	4,248,588	1,416,196	715,850	715,950	1,400,692	
		駅周辺地区	H17	14,175				14,175		基本計画の作成
			H18	6,300	6,300	2,100	2,100	2,100		推進計画の作成
			H19	1,200	1,200	400	400	400		事業計画の作成
			H20	2,520	2,520	840	530	530	620	同上
			H21	108,380	99,480	33,160	16,620	16,620	33,080	事業計画の作成
	H22		5,256						事業計画の作成	
	H23		29,200	28,500	9,500		9,500	9,500	事業計画の作成	
	H24		212,900	195,000	65,000	32,500	32,500	65,000	地盤調査等、建築設計、権利変換計画の作成	
	H25		1,933,004	849,695	380,234	183,413	196,821	89,227	地盤調査等、建築設計、土地整備、共同施設整備	
	H26		2,916,146	1,162,158	520,890	231,447	289,443	120,378	建築設計、共同施設整備	
	H27	5,940,894	2,164,327	969,036	430,740	538,296	226,255	建築設計、共同施設整備		
	小計		11,169,975	4,509,180	1,981,160	897,750	1,100,385	544,060		
越前市 (旧武生市)	武生駅南地区	S59	7,401	7,200	2,400	2,400	2,601		A調査	
		S60	5,403	5,100	1,700	1,700	2,003		B調査	
		H5	1,254,649	858,437	356,322	143,072	213,250	542,005	事業計画、権利変換計画の作成	
		H6	1,625,264	457,717	159,762	76,285	83,477	1,305,740	共同施設整備、公共施設整備	
		H7	2,378,529	1,789,255	305,646	136,338	758,582	1,177,963	同上	
		小計		5,271,246	3,117,709	825,830	359,795	1,059,913	3,025,708	
	小浜市	白鬚地区	S57	6,119	6,000	2,000	2,000	2,119		A調査
S58			8,169	5,100	1,700	1,700	4,769		B調査	
S60			22,100	22,100	10,300	3,683	4,417	3,700	事業計画の作成、地盤調査	
S61			91,760	32,500	16,700	5,416	8,614	61,030	権利変換計画の作成	
S62			293,278	261,161	105,032	43,526	56,816	87,904	同上、建築設計	
S63			591,800	442,800	232,470	73,800	136,530	149,000	公共施設整備	
H元			1,493,062	1,011,556	501,377	158,992	293,855	538,838	同上、土地整備	
H2			1,501,700	1,074,411	84,879	18,328	42,440	1,356,053	共同施設整備、土地整備	
H3			1,558,510	1,551,858	148,982	41,659	74,513	1,293,356	共同施設整備	
H4			3,104,034	3,047,552	394,910	134,738	197,974	2,376,412	同上、公共施設整備	
小計		8,670,532	7,455,038	1,498,350	483,842	822,047	5,866,293			
鯖江市	駅前第1地区	S49	10,790	10,790	3,596	3,596	3,598		基本計画の作成	
		S50	95,720	90,000	60,000	5,220	30,500		事業計画の作成、物件移転補償等	
		S51	560,113	545,529	351,843	35,498	172,772		建築設計、権利変換計画、用地補償	
		S52	298,125	293,466	130,512	38,253	129,360		共同施設、公共施設整備	
	小計		964,748	939,785	545,951	82,567	336,230			
	寺町地区	S62	12,000	12,000	4,000	4,000	4,000		地区再生計画の作成	
小計		7,499	5,100	1,700	1,700	4,099		A調査		
敦賀市	駅西地区	H13	735				735		A調査	
小計		735				735				

### 1 1 【建築物におけるバリアフリー法による認定件数】

年 度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
対 象 施 設		受理 件数	認定 件数	受理 件数	認定 件数	受理 件数	認定 件数
No.	用 途						
1	病院・診療所						
2	劇場・観覧場 映画館・演芸場						
3	集会場 公会堂						
4	展示場						
5	百貨店・マーケット その他の物品販売業を営む店舗						
6	ホテル・旅館						
7	老人福祉センター 児童厚生施設 身体障害者福祉センター その他これらに類するもの						
8	体育館・水泳場 ボーリング場・遊技場						
9	博物館・美術館・図書館						
10	公衆浴場						
11	飲食店(バー、キャバレー類は含めない)						
12	理髪店・クリーニング取次店・質屋 貸衣装屋・銀行 その他これらに類するサービス業を営む店舗						
13	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 を構成する建築物(旅客の乗降又は待合用)						
14	一般公共の用に供される自動車車庫						
15	公衆便所						
16	郵便局・保健所・税務署 その他これらに類する公益上必要な建築物						
計		0	0	0	0	0	0

※ ( ) 内は変更分を含めた件数

### 1 2 【省エネ法届出・受理件数】

	平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	届出 件数	受理 件数	届出 件数	受理 件数	届出 件数	受理 件数
1 ホテル等基準	1	1	2	2	1	1
2 病院等基準	8	8	8	7	14	14
3 物販店舗等基準	10	10	13	13	18	18
4 事務所等基準	17	17	31	31	31	31
5 学校等基準	4	4	7	7	5	5
6 飲食店等基準	0	0	3	3	3	3
7 集会所等基準	3	3	10	10	6	6
8 工場等基準	23	23	21	21	50	50
9 住宅	64	64	44	43	67	67
合 計	130	130	139	137	195	195

13【福祉のまちづくり条例 特定施設新築等の届出件数】

年 度		24	25	26	27	28									
		合 計	合 計	合 計	合 計	土 木 事 務 所								福 井 市	合 計
						福 井	三 国	奥 越 南	丹 南	鯖 丹	敦 賀	小 浜	小 計		
施 設 区 分															
1. 官公庁施設							1						1		1
2. 医療施設		14	13	11	9	1	5	1		1	1	1	10	4	14
3. 社会福祉施設		57	56	41	35		4	5	7	3	2	2	23	11	34
4. 商業施設	①物品販売業・物品賃貸業を営む店舗	18	13	18	20	2	6		2	2	3	2	17	7	24
	②飲食店	8	2	2			1			1			2	1	3
	③理容所・美容所	1		1											
	④サービス業を営む店舗	1	1												
5. 娯楽施設		2		3											
6. 文化施設														1	1
7. 体育施設				1										1	1
8. 宿泊施設				1	1		2						2		2
9. 教育施設		5		1	1									2	2
10. 公共交通機関施設				5	2		2						2	3	5
11. 集会施設		1	4	2	4		1		2				3		3
12. 興行・展示施設		2													
13. 環境衛生施設	①公衆浴場														
	②公衆便所・火葬場	1													
14. 駐車施設			1	1											
15. 公益事業施設					2										
16. 金融機関施設		2	3	4	1									3	3
17. 事務所		1	1	1					2				2	2	4
18. 工場		1	1	5	6				4				4	2	6
19. 共同住宅等				1	2										
20. 道路															
21. 都市公園・港湾緑地・動物園・植物園・遊園地															
22. 建物以外の路外駐車場															
計		114	95	98	83	3	22	6	15	9	6	5	66	37	103

#### 14 【がけ地近接等危険住宅移転事業の実施状況】

年 度	市町村	地域名	除 却	建物助成	摘 要
S47	福井市	金屋町	10	—	
S48	福井市	金屋町外	1	8	金屋町、浄教寺町
	武生市	安戸町	1	1	
	今庄町	今庄外	6	6	今庄、杉谷、榎谷、古木、合波
	計	—	8	15	
S49	福井市	山奥町外	2	3	山奥町、月見町
	武生市	安戸町	1	1	
	小浜市	金屋町	1	1	
	今庄町	湯尾外	2	1	湯尾、ニッ屋
	上中町	河 内	1	—	
	河野村	横 瀬	1	1	
計	—	8	7		
S50	福井市	月見町	1	1	
S51	福井市	安波賀外	2	2	安波賀町、浄教寺町
	今庄町	杣木俣外	2	2	杣木俣、八乙女
	計	—	4	4	
S52	福井市	国見外	3	2	国見町、北山町
	武生市	安土町	1	1	
	小浜市	栗田外	2	2	栗田、上根来
	今庄町	ニッ屋	1	1	
	計	—	7	6	
S53	鯖江市	長泉寺町	1	1	
	和泉村	朝 日	1	1	
	計	—	2	2	
S54	—	—	0	0	
S55	小浜市	黒 駒	1	1	
S56	小浜市	栗 田	1	1	
	和泉村	朝 日	1	0	
	清水町	笹 谷	1	1	
	計	—	3	2	
S57～S62	—	—	0	0	
S63	今庄町	八乙女	1	1	
H元	—	—	0	0	
H2	芦原町	牛 山	1	1	
H3～H19	—	—	0	0	
H20	坂井市	上久米田	1	0	
H21	小浜市	相生	2	0	
H22	勝山市	野向町	1	0	
H23～H24	—	—	0	0	
H25	福井市	羽坂町	1	1	
H26～H28	—	—	0	0	
合 計		40 地域	51	41	

### 15【長期優良住宅の普及の促進等に関する法律 認定件数】

(単位：件)

年 度	H21～24	H25	H26	H27	H28	合計
認定件数	924	350	273	302	328	2,177
変更認定件数	12	2	21	7	21	63
譲受人の決定に伴う変更	11	9	8	15	16	59
合 計	947	361	302	324	365	2,299

### 16【優良宅地・優良住宅認定取扱件数】

#### (1) 優良宅地

年 度	認 定 区 分	件 数	面積 (㎡)	宅地面積別内訳			
				0.3ha未満	0.3～1ha	1～6ha	6ha以上
14	認 定	16	32,254	16	—	—	—
	証 明	14	28,359	14	—	—	—
15	認 定	8	13,749	8	—	—	—
	証 明	6	10,031	6	—	—	—
16	認 定	13	28,562	12	1	—	—
	証 明	9	21,942	8	1	—	—
17	認 定	3	6,108	3	—	—	—
	証 明	2	4,776	2	—	—	—
18	認 定	1	1,263	1	—	—	—
	証 明	2	2,595	2	—	—	—
19	認 定	2	3,087	2	—	—	—
	証 明	2	3,087	2	—	—	—
20	認 定	2	2,334	2	—	—	—
	証 明	2	2,334	2	—	—	—
21	認 定	1	1,569	1	—	—	—
	証 明	1	1,569	1	—	—	—
22	認 定	0	0	—	—	—	—
	証 明	0	0	—	—	—	—
23	認 定	1	1,114	1	—	—	—
	証 明	1	1,114	1	—	—	—
24	認 定	2	3,903	2	—	—	—
	証 明	1	1,839	1	—	—	—
25	認 定	0	0	0	—	—	—
	証 明	1	2,064	1	—	—	—
26	認 定	0	0	—	—	—	—
	証 明	0	0	—	—	—	—
27	認 定	0	0	—	—	—	—
	証 明	0	0	—	—	—	—
28	認 定	0	0	—	—	—	—
	証 明	0	0	—	—	—	—

※ 認定区分欄における、「認定」は宅地造成の前に行う書類審査合格後の認定書交付件数を、「証明」は宅地造成の完了後に行う現場検査合格後の証明書交付件数をそれぞれ示す。

#### (2) 優良住宅

年 度	件 数	戸 数	面積 (㎡)	床面積別内訳			
				100㎡未満	100～ 500㎡未満	500～ 2,000㎡未満	2,000㎡以上
12～28	0	0	0	—	—	—	—

## 17【宅地建物取引士と取引業者の登録状況等】

### (1) 宅地建物取引士の資格試験・資格登録・取引士証交付の実施状況

宅地建物取引士になるには、都道府県知事が委任した指定試験機関が行う資格試験に合格し、登録を受けることが必要。

〔資格試験：宅地建物取引業法 第16条～17条〕

〔資格登録：宅地建物取引業法 第18条〕

取引士証の有効期間：5年間〔宅地建物取引業法 第22条の2〕

(各年度末日現在)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
資格試験	受験申込者	690	729	699	692	685	
	受験者	553	589	569	572	550	
	合格者	95	118	116	101	92	
	合格率(%)	17.2	20.0	20.4	17.7	16.7	
登録	新規	81	68	73	88	70	
	転入	1	3	1	0	3	
	転出他	2	2	6	2	3	
	総登録者数	3,156	3,225	3,293	3,379	3,449	
取引士証	交付	新規	71	122	81	109	85
		更新	186	344	293	255	119
		計	257	466	374	364	204
	総保有者数	1,619	1,607	1,581	1,596	1,664	

### (2) 宅地建物取引業者の免許登録者数

宅地若しくは建物の売買、交換・貸借の媒介の行為を業として行う場合必要。

業者免許登録の有効期間：5年間〔宅地建物取引業法 第3条〕

(各年度末日現在)

免許区分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
国土交通大臣免許	法人	8	9	9	10	10
福井県知事免許	法人	441	412	413	419	424
	個人	114	108	109	110	104
	計	555	520	522	529	528
合計		563	529	531	539	538
知事免許の業者登録内訳	新規	23	11	17	19	20
	更新	129	158	31	35	122
	期限切れ	1	8	2	1	0
	廃業他	13	37	13	10	21

### 18 【都市の低炭素化の促進に関する法律 低炭素建築物新築等計画認定件数】

(単位：件)

年 度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
認定件数（住宅等）	3	6	5	18	19	51
認定件数（非住宅）	0	0	0	0	0	0
変更認定件数	0	1	0	0	0	1
合 計	3	7	5	18	19	52

### 19 【サービス付き高齢者向け住宅の登録数】（年度別）

年 度	平成23年度 ～24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計
登録件数（件）	27 (1)	13	2	6	2	49
登録戸数（戸）	780 (10)	376	120	139	50	1,455

※（）カッコ内の数は登録抹消数を示す

### 20 【建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定数】（年度別）

年 度	平成28年度	合計
建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定件数（件）	7 (1)	7 (1)
建築物のエネルギー消費性能に係る認定件数（件）	0	0

※（）カッコ内の数は変更認定数を示す

## 2 1 【住宅施策の取り組み状況】

主 な 施 策	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
市町村住宅マスタープランの策定	美浜町策定	美山町策定 福井市改定				越前町
持家づくり資金利子補給制度 (S61~H14)	高耐震住宅を基 礎要件に、再生 資材使用を要件 に追加 (H12~)	→				
ゆとりと安心の住まい支援事業 (H18~H20) 良質住宅普及促進事業 (H15~H17)			性能表示制度を 利用した補助金 制度	→		木造住宅に限 定、県産材・技 術要件等変更
県産材を活用したふくいの住まい支援事業						
省エネルギー促進事業 (H21~H23)						
福井の住まい促進事業 (H24)						
多世帯同居のリフォーム支援事業 (H25~H26) 多世帯同居・近居住まい推進事業 (H27~)						
U・Iターナー空き家リフォーム支援事業 (H25) U・Iターナー空き家住まい支援事業 (H27~)						
地域優良分譲住宅利子補給制度 (S56~H19)	高耐震住宅を基 礎要件に、再生 資材使用を要件 に追加 (H12~)	→	性能表示制度を 利用した要件に 変更	→		
屋根融雪化促進事業	施策対象の明確 化 (DID又は高齢 者のみ世帯 等) (H11~)	→				
太陽光発電等住宅設備設置促進事業			太陽光発電、屋 根融雪等の住宅 設備設置に対し 補助	→		
宅地供給促進事業		勤労者住宅協会 (鳥羽) 今庄町(南今庄)				
住情報提供事業	(H6~)			→		
住まいの相談事業	FAX・E-mailでも 受付開始 (H12 ~)					→
住教育推進事業						
住宅産業近代化推進事業 (計画7年度策定)						
モデル住宅の建設	福井市・敦賀市・ 織田町でモデル 住宅建設・展示	福井市・大野市 上中町でモデル 住宅建設・展示	小浜市・丸岡町・ 河野村でモデル 住宅建設・展示	福井市・大野市・ 勝山市でモデル 住宅建設・展示		
木造技術者向け講習会の実施	3回 (現場管理)	3回 (維持管理)				
木造住宅耐震診断促進事業					482戸	500戸
木造住宅耐震化促進事業 (耐震診断等)						
木造住宅耐震化促進事業 (耐震改修)						
建築物安全安心推進事業						→
被災建築物応急危険度判定の整備	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施	講習会の 実施	模擬訓練の 実施	模擬訓練の 実施
公営住宅の供給 (建替事業)	142戸	74戸	119戸	61戸		
既設公営住宅改善事業 (個別改善) (全面的改善)	85戸	133戸	124戸	46戸	64戸	45戸
地域優良賃貸住宅 (一般型) 供給促進事業 (特定優良賃貸住宅供給促進事業含む)	6戸 敦賀市		8戸 敦賀市	14戸 敦賀市	6戸 敦賀市	10戸 敦賀市
特定公共賃貸住宅の供給	9戸					
シルバーハウジングプロジェクト	26戸 福井市					
地域優良賃貸住宅 (高齢者型) 整備促進事業 (高齢者向け優良賃貸住宅整備促進事業含む)					10戸 敦賀市	26戸 越前市
街なみ環境整備事業	武生市 蓬萊地区 (H7~) 大野市 城下町地区	→				→
		三国町 湊町地区				→
住宅市街地基盤整備事業	4団地	3団地	3団地	2団地	2団地	2団地
環境共生住宅普及啓発事業			→			
被災者住宅再建補助金						→
被災者住宅再建資金無利子貸付事業					→	
東日本大震災被災者住まい提供事業						





## 2 2 【住宅・土地統計調査】

(1)住宅・土地統計調査（平成25年実施）

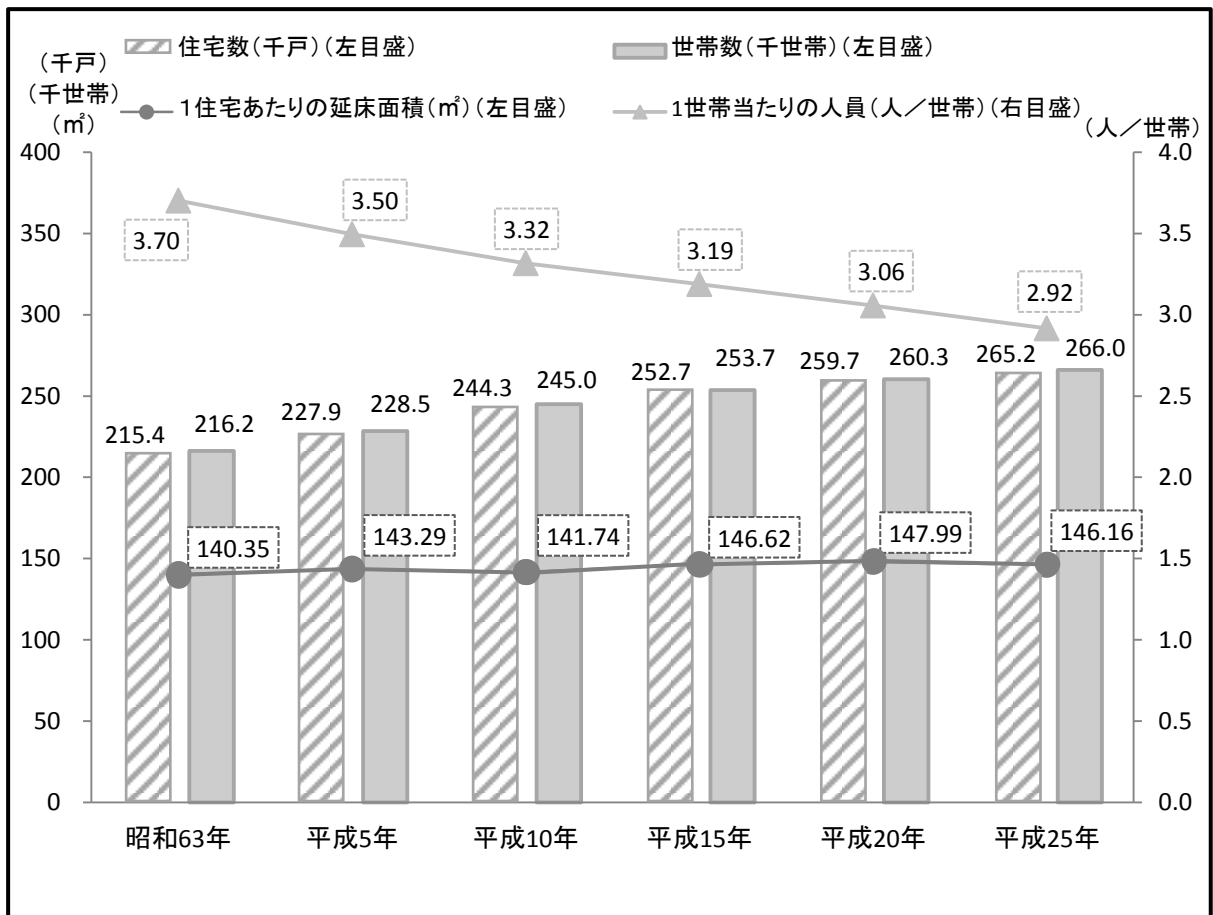
《 福井県の所有関係別 住宅数、世帯数、世帯人員、延床面積 》

住宅の所有関係		住宅数	世帯数	世帯人員	1住宅あたりの延床面積 (㎡)
持ち家		203,000	203,600	656,200	173.29
借家	公営住宅	5,800	5,800	12,300	56.09
	団・社住宅	500	500	1,300	38.62
	民営住宅	47,100	47,200	90,000	52.23
	給与住宅	5,600	5,600	9,600	55.31
借家計		59,000	59,100	113,200	52.78
合計 <sup>1)</sup>		265,200	266,000	775,700	146.16

1)住宅の所有関係「不詳」を含む

出典：「平成25年住宅・土地統計調査」（総務省統計局）

図一福井県の住宅数、世帯数、世帯人員、延床面積の推移



出典：「昭和63年～平成25年住宅・土地統計調査」（総務省統計局）

## 2 3 【木造住宅耐震化促進事業実績戸数】 (H17～H19木造住宅耐震診断促進事業)

### (1) 耐震診断等

#### A. 耐震診断

(単位：戸)

年度 市町名	H17 ～H20	H21 (診断)	H22 (診断)	H23 (診断)	H24 (診断)	H25 (診断)	H26 (診断)	H27 (診断)	H28 (診断)	合計
福井市	593	69	48	68	77	60	39	26	80	1,060
敦賀市	186	16	74	15	15	8	13	6	22	355
小浜市	64	4	4	0	6	2	0	4	3	87
大野市	69	17	17	8	21	4	4	3	15	158
勝山市	55	6	7	7	7	1	1	3	5	92
鯖江市	149	29	25	22	12	17	18	7	10	289
あわら市	69	10	4	10	5	5	3	3	3	112
越前市	175	27	21	28	20	18	7	12	13	321
坂井市	161	28	19	20	19	20	13	7	14	301
永平寺町	76	10	11	10	11	9	9	5	12	153
池田町	14	6	3	3	3	3	3	2	1	38
南越前町	22	4	4	4	1	0	3	0	1	39
越前町	38	8	6	6	6	10	5	5	5	89
美浜町	24	7	6	6	6	3	2	3	1	58
高浜町	47	3	3	3	4	3	0	1	2	66
おおい町	24	6	3	2	0	0	1	0	0	36
若狭町	21	2	3	3	1	1	2	2	2	37
合計	1,787	252	258	215	214	164	123	89	189	3,291

※診断対象：昭和56年5月31日以前に建設された一戸建て木造住宅

#### B. 補強プラン作成

(単位：戸)

年度 市町名	H20 (プラン)	H21 (プラン)	H22 (プラン)	H23 (プラン)	H24 (プラン)	H25 (プラン)	H26 (プラン)	H27 (プラン)	H28 (プラン)	合計
福井市	191	75	56	71	79	61	37	26	86	682
敦賀市	44	34	76	15	15	11	12	5	22	234
小浜市	6	6	6	0	2	3	0	4	3	30
大野市	11	17	16	8	22	4	0	5	15	98
勝山市	17	8	7	9	7	2	1	3	5	59
鯖江市	31	31	29	28	13	16	18	7	10	183
あわら市	11	10	4	11	5	5	2	3	3	54
越前市	50	32	24	28	22	18	7	12	13	206
坂井市	27	32	21	20	21	20	11	7	13	172
永平寺町	16	12	11	12	11	9	9	5	13	98
池田町	0	—	3	3	3	3	2	3	1	18
南越前町	4	4	4	4	1	0	3	0	1	21
越前町	10	8	6	6	6	10	5	5	5	61
美浜町	6	14	6	6	5	3	2	3	1	46
高浜町	11	3	3	3	4	3	0	1	2	30
おおい町	6	6	3	2	0	0	1	0	0	18
若狭町	9	4	3	3	1	1	1	2	2	26
合計	450	296	278	229	217	169	111	91	195	2,036

※「—」：事業なし

## (2) 耐震改修

(単位：戸)

市町名	年度	H20～ H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	合計
	福井市	56	22	38	21	19	17	7	12	192
敦賀市	9	7	12	7	6	2	2	0	45	
小浜市	0	0	0	2	2	0	0	1	5	
大野市	3	3	6	5	3	1	3	3	27	
勝山市	4	1	3	2	0	1	2	0	13	
鯖江市	17	5	10	1	5	3	1	4	46	
あわら市	6	4	1	3	2	3	2	1	22	
越前市	18	4	5	4	7	3	5	1	47	
坂井市	10	5	5	4	7	5	1	2	39	
永平寺町	4	1	2	4	1	1	1	0	14	
池田町	0	—	—	—	—	0	1	0	1	
南越前町	0	0	1	1	0	0	0	1	3	
越前町	2	0	2	0	0	2	1	0	7	
美浜町	0	0	0	2	0	0	0	0	2	
高浜町	1	0	0	1	1	0	0	0	3	
おおい町	0	0	—	—	—	0	0	0	0	
若狭町	1	0	1	2	0	1	1	1	7	
合計	131	52	86	59	53	39	27	26	473	

※「—」：事業なし

## 2.4 【多世帯同居・近居住まい推進事業 実績戸数】

(H25～H26 多世帯同居のリフォーム支援事業)

(単位：戸)

市町名	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		合計	
	同居	同居	同居	近居	同居	近居	同居	近居	同居	近居
福井市	—	—	4	5	18	21	22	26	22	26
敦賀市	—	—	—	—	2	0	2	0	2	0
小浜市	0	2	1	3	3	3	6	6	6	6
大野市	—	—	3	8	0	16	3	24	3	24
勝山市	—	—	—	—	4	5	4	5	4	5
鯖江市	—	4	2	2	1	1	7	3	7	3
あわら市	1	1	2	0	2	1	6	1	6	1
越前市	5	5	—	—	14	—	24	—	24	—
坂井市	4	3	1	5	2	9	10	14	10	14
永平寺町	—	—	—	—	2	0	2	0	2	0
池田町	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
南越前町	2	3	5	3	5	4	15	7	15	7
越前町	—	2	5	4	6	10	13	14	13	14
美浜町	—	—	1	4	4	6	5	10	5	10
高浜町	—	—	3	—	2	—	5	—	5	—
おおい町	—	—	0	0	0	0	0	0	0	0
若狭町	—	—	—	—	1	1	1	1	1	1
合計	12	20	27	34	66	77	125	111	125	111

※「—」：事業なし

25【住宅市街地基礎整備事業（旧 住宅宅地関連公共施設等総合整備事業）実績】  
年度別事業費（事業主体別・施設別）

A. 住宅建設関連事業（住宅局所管分）

（単位：百万円）

事業主体	施設区分	S53年度～H28年度			
			H26年度	H27年度	H28年度
福井県	道路	3,067.0	( 1,624.2 )	( )	( )
	街路	1,318.5	( 870.0 )	( )	( )
	河川	16,071.0	( 7,943.0 )	( )	( )
敦賀市	街路	610.0	( 395.5 )	( )	( )
	公園	70.0	( 35.0 )	( )	( )
鯖江市	街路	1,050.0	( 700.0 )	( )	( )
三国町	道路	327.6	( 218.4 )	( )	( )
	公園	26.0	( 13.0 )	( )	( )
金津町	公水	167.0	( 91.8 )	( )	( )
	公園	42.0	( 21.0 )	( )	( )
清水町	道路	468.0	( 234.0 )	( )	( )
小計		23,217.1	( 12,145.9 )	0.0 ( 0.0 )	0.0 ( 0.0 )

事業費（国費）

B. 宅地開発関連事業（土地・水資源局所管分）

（単位：百万円）

事業主体	施設区分	S53年度～H28年度			
			H26年度	H27年度	H28年度
福井県	道路	2,679.6	( 1,367.3 )	( )	( )
	街路	6,431.0	( 3,469.7 )	( )	( )
	河川	28,375.5	( 14,421.0 )	15.0 ( 7.5 )	( )
	砂防	654.0	( 358.5 )	( )	( )
福井市	街路	3,637.7	( 2,117.5 )	( )	( )
	区画	6,278.0	( 3,264.2 )	( )	( )
	公園	2,022.0	( 999.0 )	( )	( )
	河川	2,574.0	( 877.0 )	( )	( )
敦賀市	道路	250.0	( 125.0 )	( )	( )
	街路	1,406.8	( 830.0 )	( )	( )
武生市	街路	1,270.0	( 651.0 )	( )	( )
	河川	1,161.0	( 387.0 )	( )	( )
	公園	835.0	( 344.0 )	( )	( )
	区画	260.0	( 130.0 )	( )	( )
大野市	街路	1,040.0	( 683.4 )	( )	( )
	区画	125.0	( 67.7 )	( )	( )
	公園	169.0	( 74.0 )	( )	( )
鯖江市	公園	435.0	( 182.0 )	( )	( )
	街路	1,130.0	( 565.0 )	( )	( )
三国町	街路	74.0	( 37.0 )	( )	( )
	道路	13.0	( 6.5 )	( )	( )
金津町	公水	160.0	( 80.0 )	( )	( )
	道路	120.0	( 60.0 )	( )	( )
今立町	区画	240.0	( 160.0 )	( )	( )
	公園	50.0	( 25.0 )	( )	( )
小計		61,390.6	( 31,281.8 )	15.0 ( 7.5 )	0.0 ( 0.0 )

事業費（国費）

C. 事業費総合計

事業費 総合計	S53年度～H28年度			
		H26年度	H27年度	H28年度
	84,607.7	( 43,427.7 )	15.0 ( 7.5 )	0.0 ( 0.0 )

事業費（国費）

## 26【地域優良賃貸住宅の建設戸数】（年度別・構造別）

A. 特定優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅（一般型）

（単位：戸）

建設年度	所在地								総数		
	福井市		敦賀市	大野市		鯖江市		越前市	低層耐火	中層耐火	高層耐火
	中層耐火	高層耐火	中層耐火	低層耐火	中層耐火	中層耐火	高層耐火	中層耐火			
6		(20)				20		(12)		32	20
7	12						21	18		30	21
8						15		20		35	
9						15				15	
10											
11											
12				(2)	(22)				2	22	
13		(6)								6	
14											
15			8							8	
16			14							14	
17			6							6	
18			10							10	
19											
20			10							10	
21											
22			6							6	
23											
24											
25	6									6	
26											
27											
28											
総計	18	20	60	2	22	50	21	50	2	200	41

B. 高齢者向け優良賃貸住宅、地域優良賃貸住宅（高齢者型）

（単位：戸）

建設年度	所在地					総数	
	福井市	敦賀市	大野市		越前市	中層耐火	高層耐火
	中層耐火	中層耐火	中層耐火	高層耐火	中層耐火		
12		(15)				15	
13				28			28
14							
15							
16							
17		10				10	
18					26	26	
19					(80)	80	
20							
21			23		9	32	
22					16	16	
23	(83)					83	
24							
25							
26							
27							
28							
総計	83	25	23	28	131	262	28

国債や繰越により複数年にまたがる事業については、着工年度に計上し、（ ）で表す。

## 27【公営住宅・特定公共賃貸住宅の整備戸数】（事業主体別・年度別）

（単位：戸）

種類 年度 事業主体	公 営 住 宅			特定公共賃貸住宅			総 計			団 地 名			
	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度		H28 年度		
福 井 市	(58)		(72)		(43)					58	72	43	福団地、東安居団地
鯖 江 市	12									12			平井団地
おおい町					(29)							29	長井住宅
合 計	70	0	72	0	72	0	0	0	0	70	72	72	

当該年度の着工戸数を表す。

国債や繰越により複数年にまたがる事業については、着工年度に計上し、（ ）で外数を表

## 28【公営住宅等管理戸数】（事業主体別・種類別・構造別）

（平成29年3月31日現在）

種類 事業主体	管 理 戸 数											総 数	
	公 営 住 宅					改 良 住 宅			特定公共賃貸住宅				
	準耐火		準耐火		低層	中高層		準耐火		中層	特定公共賃貸住宅		
	木造	構造	構造	構造	耐火	耐火	小計	構造	耐火	小計	木造		耐火
福 井 県	20	0	0	0	1,939	1,959	0	24	24	0	0	0	1,983
福 井 市	24	28	162	4	1,265	1,483	0	458	458	0	30	30	1,971
敦 賀 市	6	98	132	0	888	1,124	72	406	478	0	8	8	1,610
小 浜 市	136	12	80	56	306	590	0	0	0	0	0	0	590
大 野 市	21	4	80	0	83	188	0	0	0	0	25	25	213
勝 山 市	37	0	0	12	88	137	0	0	0	0	0	0	137
鯖 江 市	23	18	17	0	423	481	0	0	0	0	12	12	493
あわら市	102	50	52	0	136	340	0	0	0	0	0	0	340
越 前 市	69	80	102	8	575	834	0	0	0	0	0	0	834
坂 井 市	32	0	0	0	422	454	0	176	176	0	12	12	642
永平寺町	0	0	0	0	121	121	0	0	0	0	14	14	135
池 田 町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	17	17
南越前町	6	0	4	0	54	64	0	0	0	6	12	18	82
越 前 町	94	34	0	10	99	237	0	0	0	5	5	10	247
美 浜 町	19	10	39	0	159	227	20	0	20	0	0	0	247
高 浜 町	49	3	38	0	128	218	0	0	0	0	0	0	218
おおい町	29	0	0	0	15	44	0	0	0	0	24	24	68
若 狭 町	0	16	0	0	0	16	0	0	0	0	0	0	16
市 町 計	647	353	706	90	4,762	6,558	92	1,040	1,132	28	142	170	7,860
総 計	667	353	706	90	6,701	8,517	92	1,064	1,156	28	142	170	9,843

29【県営住宅の管理戸数】（団地別・種類別・構造別）

（平成29年3月31日現在）

所 在 市 町 村	団 地 名	建 設 年 度	敷 地 面 積 (㎡)		管 理 戸 数 (戸)				戸 数 計
			県 有 地	借 地	公 営 住 宅		改 良 住 宅		
					木 造	中 層 耐 火 構 造	高 層 耐 火 構 造	中 層 耐 火 構 造	
福 井 市	町 屋	S38~	43,044			339	190	24	553
	幾 久	S46	4,668			106			106
	社	S43	3,710			38			38
	上 野	S62~H元	14,152			126			126
	杉の木台	S47~S52	32,496			336			336
	大安寺	S53~S54	5,465			48			48
	下荒井	S54~S55	9,083			120			120
	清水 グリーンハイツ	S48~S54	19,405			202			202
	計		132,023			1,315	190	24	1,529
大 野 市	中 野	S33		1,692	2				2
鯖 江 市	米 岡	S37~S38	6,863		4				4
	御幸タウン	H5~H12	36,007			300			300
あ わ ら 市	旭	S33		2,063	4				4
越 前 市	北日野	S52~S53		6,647		80			80
坂 井 市	霞ヶ丘	H2~H4	5,256			54			54
	中 筋	S40~S41		3,219	8				8
高 浜 町	日 置	S40		807	2				2
総 計 16 団 地			180,149	14,428	20	1,749	190	24	1,983
				194,577			1,959		



### 30 【住教育推進事業 モデル地区実績】

市町名	地区名	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
福井市	日新地区	●	→		
敦賀市	舟溜り地区	●	→		
越前市	タンス町界限	●	→		
南越前町	今庄宿	●	→		
大野市	大野地区		●	→	
勝山市	片瀬地区		●	→	
鯖江市	吉江地区		●	→	
坂井市	東十郷地区		●	→	
小浜市	遠敷地区			●	→
永平寺町	京善地区			●	→
高浜町	高浜地区			●	→
おおい町	名田庄地区			●	→
あわら市	新富地区				●
池田町	稲荷地区				●
越前町	江波地区				●
美浜町	佐柿地区				●
若狭町	天徳寺地区				●

### 31 【U・Iターン者空き家住まい支援事業 実績戸数】

(H25 U・Iターン者空き家リフォーム支援事業)

(単位：戸)

市町名	H25	H27	H28	合計
福井市	0	0	3	3
敦賀市	—	—	0	0
小浜市	0	1	1	2
大野市	—	0	0	0
勝山市	—	—	1	1
鯖江市	—	0	1	1
あわら市	—	0	0	0
越前市	0	—	1	1
坂井市	1	1	1	3
永平寺町	—	1	2	3
池田町	—	—	—	0
南越前町	0	0	0	0
越前町	—	1	3	4
美浜町	—	—	0	0
高浜町	—	0	1	1
おおい町	—	0	0	0
若狭町	—	0	0	0
合計	1	4	14	19

※「—」：事業なし

### 3 2 【営繕工事】

(1) 平成28年度竣工工事一覧

工事費欄 単位：百万円

所管部局	工 事 名	構造・規模(m <sup>2</sup> )		工事費	備 考
総務部	南越合同庁舎中央監視装置更新工事			5	建築住宅課 営繕室
	敦賀合同庁舎電話交換機更新工事			9	
総合政策部	アクアトム内装等改修工事			65	
	若狭湾エネルギー研究センター中央監視装置更新工事			35	
安全環境部	高浜原子力防災センター空調設備更新工事			66	
	敦賀原子力防災センター非常発電機燃料タンク増設工事			24	
	美浜原子力防災センター非常発電機燃料タンク増設工事			26	
	大飯原子力防災センター非常発電機燃料タンク増設工事			20	
	高浜原子力防災センター非常発電機燃料タンク増設工事			30	
	赤礁崎オートキャンプ場合併処理浄化槽設備改修工事			10	
健康福祉部	県民健康センター冷温水発生機更新工事			23	
	すこやかシルバー病院空調設備等改修工事			19	
	ふくい健康の森焼却場屋根等改修工事			5	
産業労働部	越前古窯拠点整備(仮称)収蔵庫建築工事	W2	199	58	
	サンドーム福井イベントホール棟トイレ改修工事			71	
	サンドーム福井舞台吊物装置改修工事			14	
	国際交流会館多目的ホール映像・音響設備更新工事			67	
	中小企業産業大学校太陽光発電設備設置工事			52	
観光営業部	音楽堂舞台機構設備改修工事			25	
農林水産部	食品加工研究所 空調冷温水機更新工事			11	
教育庁	新福井県営体育館(仮称)建設工事	RC・S2	13,934	5,827	
	福井運動公園陸上競技場大型映像装置新設工事			408	
	福井運動公園テニス場管理棟建設工事	W1	208	89	
	福井運動公園テニス場管理棟(別棟)建設工事	W2	95	35	
	福井運動公園水泳場廻り便所建設工事	W1	55	31	
	福井運動公園野球場廻り便所建設工事	W1	55	28	
	福井運動公園テニス場廻り便所建設工事	W1	55	29	
	福井運動公園テニス場照明塔新設工事			53	
	福井運動公園電話設備等工事			7	
	福井運動公園高架水槽解体工事			5	
	福井運動公園陸上競技場トイレ改修工事			53	
	福井運動公園野球場トイレ改修工事			48	
	県立アーチェリーセンター照明塔設置工事			6	
	中高一貫教育校(高志高校)プール等解体工事			33	
	敦賀高校太陽光発電設備工事			21	
	金津高校太陽光発電設備設置工事			18	
	教育研究所移転改修工事			261	
	鯖江青年の家電気設備改修工事			9	
	鯖江青年の家空調設備改修工事			29	
議会事務局	県議会議事堂屋上防水改修工事			23	
小 計	40件(施設)			7,648	

工事費欄 単位：百万円

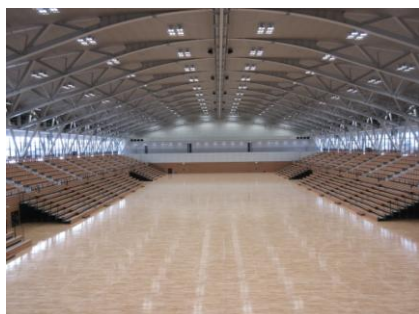
所管部局	工 事 名	構造・規模(m <sup>2</sup> )	工事費	備 考
総務部	福井合同庁舎アスベスト除去工事		27	福井土木
健康福祉部	ふくい健康の森トイレ改修機械設備工事		21	
	生きがい交流センター自動制御器更新工事		40	
農林水産部	九頭竜川左岸地区中央管理所建設工事	W1	87	
教育庁	武道館外壁改修工事	255	74	
	県立武道館トイレ改修機械設備工事		28	
	高志高校太陽光発電設備設置工事		19	
	足羽高校太陽光発電設備設置工事		29	
小 計	8 件 (施設)		325	
土木部	坂井合同庁舎車庫建設工事	S1	16	三国土木
教育庁	三国土木事務所庁舎等解体工事	81	47	
	トリムパークかなづ多目的体育館トイレ改修工事		27	
	坂井高校農業エリア解体工事		22	
小 計	4 件 (施設)		112	
観光営業部	六呂師高原妻平ヒュッテ改修工事		12	奥越土木
小 計	1 件 (施設)		12	
農林水産部	農業研究所厨房改修工事		14	丹南土木
小 計	1 件 (施設)		14	
産業労働部	越前陶芸公園公衆便所解体工事		2	丹南土木 鯖江丹生
小 計	1 件 (施設)		2	
総合政策部	アクアトム外壁改修工事		53	敦賀土木
小 計	1 件 (施設)		53	
総務部	後瀬寮解体工事		47	小浜土木
安全環境課	高浜町東三松多目的トイレ増築工事	RC1	7	
農林水産部	栽培漁業センター クルマエビ種苗棟解体工事	6	27	
土木部	若狭和田マリーナ 艇具倉庫新築工事		13	
	和田港はまなす公園多目的トイレ新築工事	W1 40 W1 6	7	
小 計	5 件 (施設)		101	
合 計	61 件 (施設)		8,267	

新福井県営体育館（仮称）建設工事 平成29年3月竣工

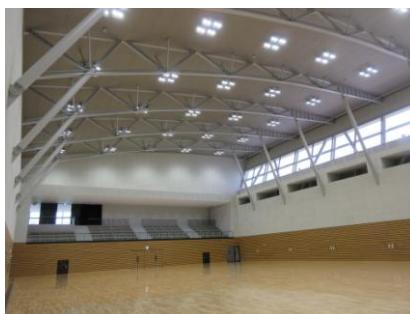
構造規模：RC造一部S造・地上2階  
 延べ面積：13,934 m<sup>2</sup>  
 メインアリーナ：バスケットボール 3面  
                     バレーボール 4面  
                     観覧席 約4,000席  
 サブアリーナ：バスケットボール 1面  
                     バレーボール 2面  
                     観覧席 約200席



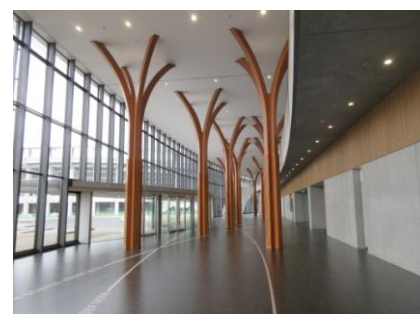
外観



メインアリーナ



サブアリーナ



スポーツモール

(2) 事業費の推移（土木事務所発注を含む）

A. 工事費

件数は施設数

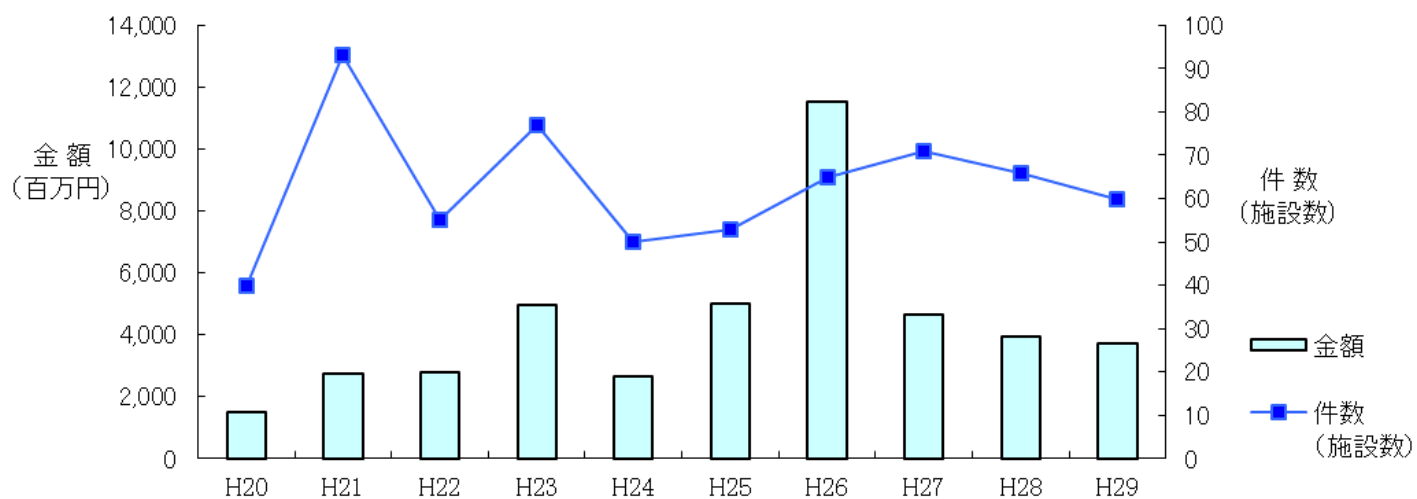
年度	件数	金額（百万円）	備考
20	40	1,511	契約高（次年度債務を含む）
21	93	2,739	
22	55	2,810	
23	77	4,955	
24	50	2,661	
25	53	5,006	
26	65	11,525	
27	71	4,645	
28	66	3,962	
29	60	3,734	

B. 設計委託料等（地質調査、基本設計、実施設計、耐震診断等）

件数は委託契約数

年度	件数	金額（百万円）	備考
20	31	57	契約高（次年度債務を含む）
21	69	169	
22	48	178	
23	49	92	
24	41	132	
25	55	209	
26	53	130	
27	34	79	
28	43	118	
29	56	160	

### 年度別 発注工事の推移



### 3 3 【県産品活用推進】

公共施設（一般土木・農林水産・建築物）県産品活用実績（資材別内訳）

（単位：百万円）

年度 種別	2 1	2 2	2 3	2 4	2 5	2 6	2 7	2 8
木 材	477	508	694	846	983	856	578	599
織 維	272	324	116	41	107	100	56	8
窯 業	40	24	58	39	46	7	6	17
家具建具	40	168	125	109	116	213	114	44
工芸品	4	0.2	0	1	0.1	2	0	0
その他	170	398	326	965	401	949	830	878
合 計	1,002	1,422	1,318	2,001	1,653	2,127	1,584	1,546